

2025（R7）年度

豊田市子どもの権利擁護委員

・

とよた子どもの権利相談室

活動報告書



子ども条例マスコットキャラクター

チルコ

2026年6月

ことよ

とよた子どもの権利相談室

はじめに（巻頭言）

～市民全員で取り組むいじめ防止～ 「いじめ防止等に関する条例」が施行

豊田市子どもの権利擁護委員
代表擁護委員 渡邊 佐知子

豊田市では、いじめを防止して、すべての子どもが学校や地域で安心して学び育つことができるよう、2026年4月に「いじめ防止等に関する条例」（以下「条例」という）を施行しました。これまではいじめ防止対策推進法等にもとづいて、学校を中心に対応を図ってきましたが、社会の変化により子どもの生活が多様化し、オンライン空間も含め活動場所が広範囲にわたるようになりました。

子どもの権利は家庭や学校のみならず、子どもが過ごすあらゆる場所で守られる必要があります。こうした状況の中、条例を定め市や学校、保護者、子ども、地域住民、事業者がそれぞれの責務や役割を果たし、主体的にいじめ防止活動に取り組むことは画期的なことであり、大変意義深いと考えています。

こことよでは、子ども条例に基づいて、子どもや大人からいじめの相談を受け、①個別救済、②調査・調整、③制度改善、③普及啓発の機能を活かしていじめの問題に取り組んできました。いじめは子どもにとって大切な4つの権利である「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」が守られていない重大な権利侵害です。子どもの意見を聴いて、子どもにとって最もよいことを第一に考える対応を行うことが重要になっています。

今後は、条例を具現化するために、各事業者がマニュアルを作成し、従事者への研修を行うなど対応力の充実を図ることになっています。こことよも子どもの権利の視点から研修にご協力できるのではないかと考えています。

また、2023年度から6年間の計画で豊田市が行っている「権利学習プログラム」は、擁護委員・相談員の協力のもと小学5年生の全児童と小・中・特別支援学校の全教職員への対面研修、保護者・地域向けの研修を実施しています。今年度は子どもの権利とともに、①いじめの定義、②いじめの構造、③いじめに気づいた時の行動など予防教育の視点を取り入れることにより、子ども自身がいじめについて「理解し」「認識して」「行動する」ことができるよう支援していきたいと考えています。

2025年度におけるこことよへの相談は、新規相談件数が131件で前年度（119件）より12件の微増となっています。述べ相談回数は1,476回で前年度（933回）より543回増加し1.6倍に増え過去最多となっています。

述べ相談回数を主訴別にみると教職員等の指導上の問題、交友関係の悩み、家庭内虐待の順に多くなっています。また、関係機関と調整・連携した件数は 38 件で前年度（30 件）より 8 件増え過去最多となっています。いじめや虐待、教職員の不適切な対応、高年齢児童の自立支援など、困難で複合的な課題のある事例が増えています。関係機関が早期にネットワークをつくり、包括的に支援する体制の重要性が高まっています。活動報告書には、最近の社会情勢や相談の中で擁護委員が感じた課題についても記載しておりますので、お読みいただけたらと思います。

こことよでは、権利侵害は子どもの「つらい」「変だ」「困った」「おかしい」と感じる気持ちの中にあると考えています。子どもの声を聴いて、どんな問題があるのかを見立て、子どもの「思い・考え・意見」を関係機関に伝えていきます。子どもの思い等を伝えることにより、子どもの最善の利益について関係機関の皆さまと一緒に考え、日常の生活の中に子どもの権利を実現していきたいと考えています。

も く じ

はじめに（巻頭言）	1
豊田市子どもの権利擁護委員 代表擁護委員 渡邊 佐知子	
1 豊田市子どもの権利擁護委員制度	4
2 相談の状況	9
（１）2025 年度の概況	
（２）相談状況の統計	
（３）相談の特徴と傾向	
（４）相談事例	
3 調査・調整活動	22
（１）申立案件	
（２）発意案件	
（３）その他の調査・調整	
4 発意に基づく支援活動	28
5 広報・啓発活動	29
6 研究・研修・会議	47
7 擁護委員からのメッセージ	52
市民全員で取り組むいじめ防止	
～「豊田市いじめの防止等に関する条例」施行にあたって～	
	渡邊 佐知子
学校で「子どもの権利」をどう位置付けるか	
ー学習指導要領の限界と現場への示唆ー	
	米津 直希
部活動の地域移行と「子どもの権利」	
	山谷 奈津子
<参考資料>	
豊田市子ども条例	79
豊田市子ども規則	91
2025 年度擁護委員・相談員・室長・室長代理名簿	100
あとがき	101

1 豊田市子どもの権利擁護委員制度

豊田市が目指す「子どもにやさしいまちづくり」の具体的な取り組みとして、子どもの権利が侵害されたとき、市から独立した機関によって、その救済と回復を支援するために設置されたのが、**豊田市子どもの権利擁護委員**です。



●豊田市子ども条例の目的（豊田市子ども条例第1条）

この条例は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。

●擁護委員の仕事

（豊田市子ども条例第22条）

- ①子ども又はその関係者から相談を受け、必要な情報を収集し助言や支援などを行うこと。
- ②救済の申立て又は自らの判断で、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- ③必要と認めるときに、是正の勧告や制度などの改善を要請すること。

●豊田市子どもの権利擁護委員の設置（豊田市子ども条例第21条）

市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、豊田市子どもの権利擁護委員を置きます。

●とよた子どもの権利相談室の設置

（豊田市子ども規則第15条）

子どもの権利の擁護に必要な支援をするため、とよた子どもの権利相談室を設置し、電話や面談等で相談に応じています。

相談室は、嫌な思いをしたり、苦しんだり、悩んだりしている子どもの気持ちや考えを受け止め、子どもと一緒に、子どもの最善の利益となる解決を目指します。

●相談室の運営体制

子どもの権利擁護委員 3名

人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちから、市長が選びます。2025年度は、弁護士、大学教員、児童福祉の専門家等が擁護委員を務めました。

子どもの権利相談員〈常勤〉 4名

擁護委員の仕事を補助するために置かれ、電話や面談等で相談に応じています。

相談室には常時2～3名が勤務しています。

子どもの権利相談員（専門員） 3名

子どもの権利擁護委員を補助し、過去の経験や専門性を活かして事案の調査や助言を行ないます（退任擁護委員）。

室長 1名、室長代理 1名〈常勤〉

室長は、こども・若者政策課長が兼務、相談室の事務担当として、室長代理を置いています。



<相談の主な流れ>



リーフレットより

この図は、相談から解決（救済・権利の回復）までの主な流れをイメージしたものです。

「つらい」「苦しい」「困った」「くやしい」とき、「いじめられている」「助けてほしい」「だれにも言えない」とき、あるいは「だれかに聞いてもらいたい」ときは、相談室に電話をしましょう。

お友だちのこと、学校のこと、家族のことなど、どんなことでもお話をききます。子どものことなら大人でも相談できます。

電話での相談は、フリーダイヤルですので通話料はかかりません。相談も無料です。面談（会って話すこと）もできます。相談は、FAX・メール・手紙でもしています。

※相談電話番号 0120-797-931

(水～土、午後1時～午後6時(金は午後8時まで))

※FAX番号 0565-33-9314

※メールアドレス

kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp

※手紙宛先（住所）

〒471-0034

豊田市小坂本町1丁目25番地 豊田産業文化センター4階

こことよ 又は とよた子どもの権利相談室

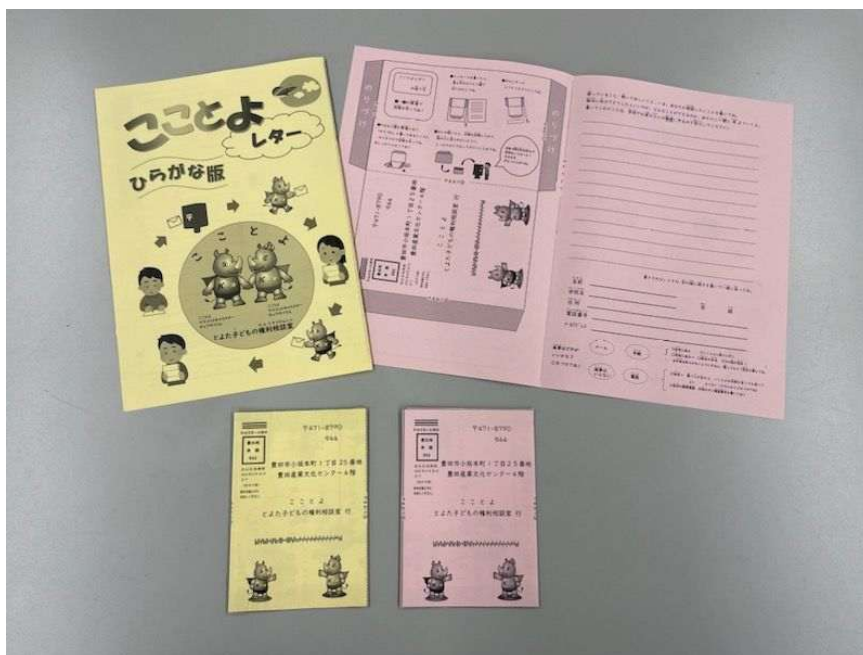
2020年5月から当相談室の愛称「こことよ」の使用を始めました。

子どもの「心」を「豊かに」という意味が込められています。

また、子ども会議の子ども委員が、愛称に「ここにいるよ」「ここがあるよ」という意味を付加してくれました。

※こことよレター

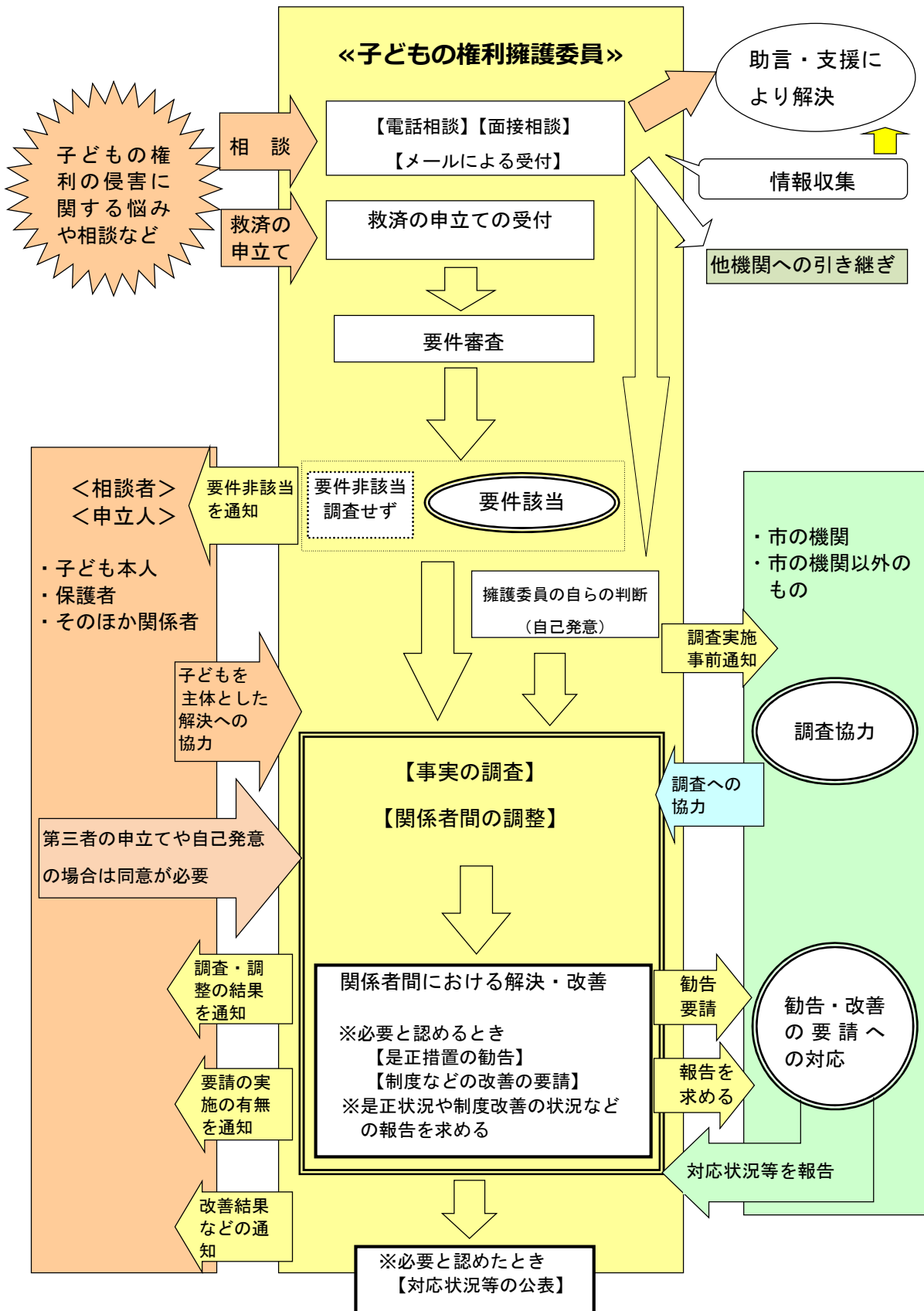
2022年度から、誰でも無料で、手紙で相談できるように「こことよレター」を作成し、学校での権利学習の時や、市役所及び豊田産業文化センターで配布しています。



配布にご協力いただける方は、
「こことよ」までご連絡ください。



<子どもの権利の侵害に対する救済・回復制度の仕組み>





2 相談の状況

(1) 2025 年度の概況

2025 年度に受け付けた新規（※注 1）の相談案件は 131 件でした。

2024 年度と比較すると 12 件増加しています。また、131 件のうち子ども本人から直接相談があったのは 84 件で全体の 64%、親からの相談は 33 件で全体の 25%でした。

結果的に 1 回の電話や面談で終わる相談もありますが、何回か電話相談を重ねる案件や、必要に応じて面談をする案件もあります。また、学校や関係機関への聴き取り等も合わせて延べ回数（※注 2）としています。

2025 年度の延べ回数は 1,476 回で、2024 年度の 933 回より 58%増、2023 年度の 1,044 回より多い状況でした。

2025 年度は相談者からの「申立案件」はありませんでした。また、擁護委員の判断で調査を開始する「発意案件」は、2025 年度の新規はありませんでしたが、2023 年度からの調査・調整中案件が 1 件ありました。また、「情報収集」のため関係機関へ調査・調整を行った案件は 38 件ありました。

なお、短時間であっても相談者と会話したものは相談案件として扱っていますが、性別や学齢、主訴が不明になっている場合があります。電話がながっても相手が無言のまま切れるものがあります。こうした無言電話は相談件数として扱っていません。

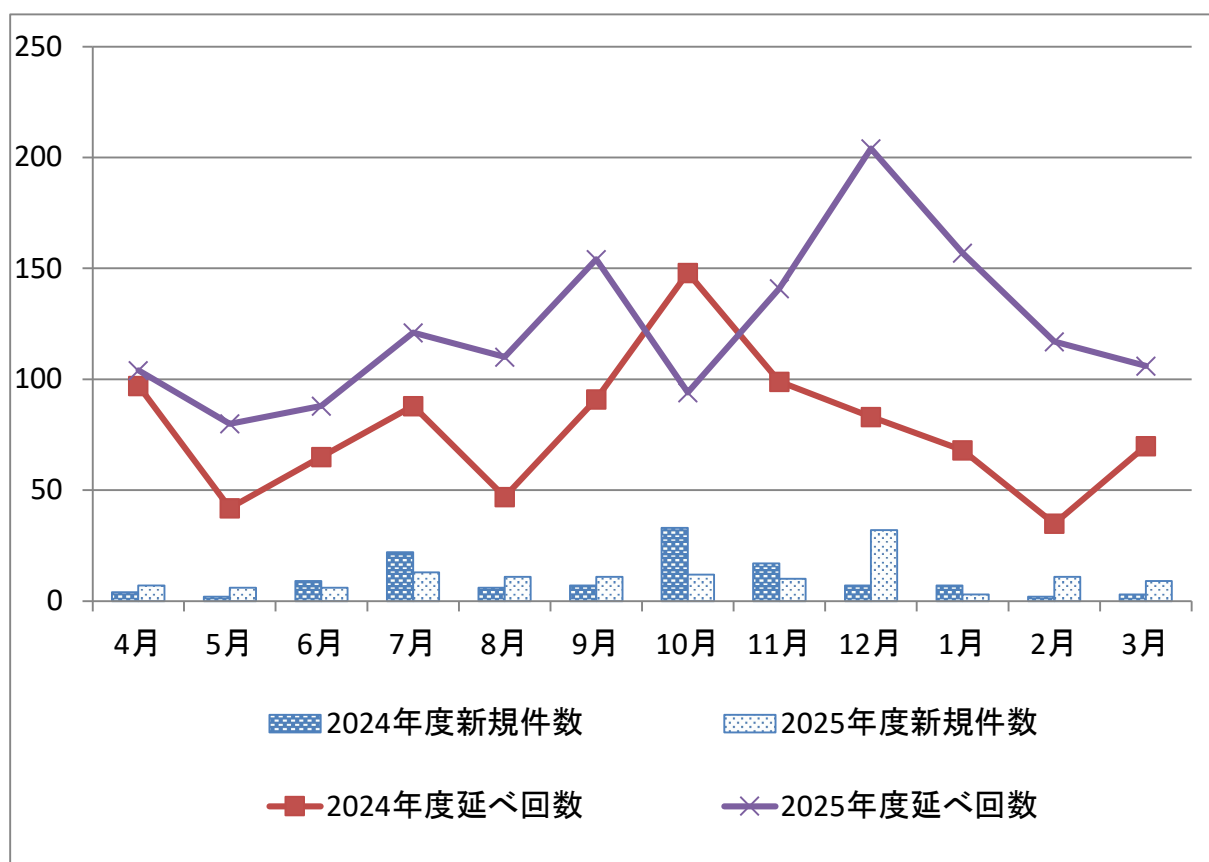
※注 1「新規」・・・初回の相談のこと

※注 2「延べ回数」・・・継続して相談があった回数。この中には申立・発意案件での調査・調整活動、情報収集のための調査活動の回数も含む（例、1 案件で 5 回相談があった場合は延べ回数 5 回とする）。

(2) 相談状況の統計

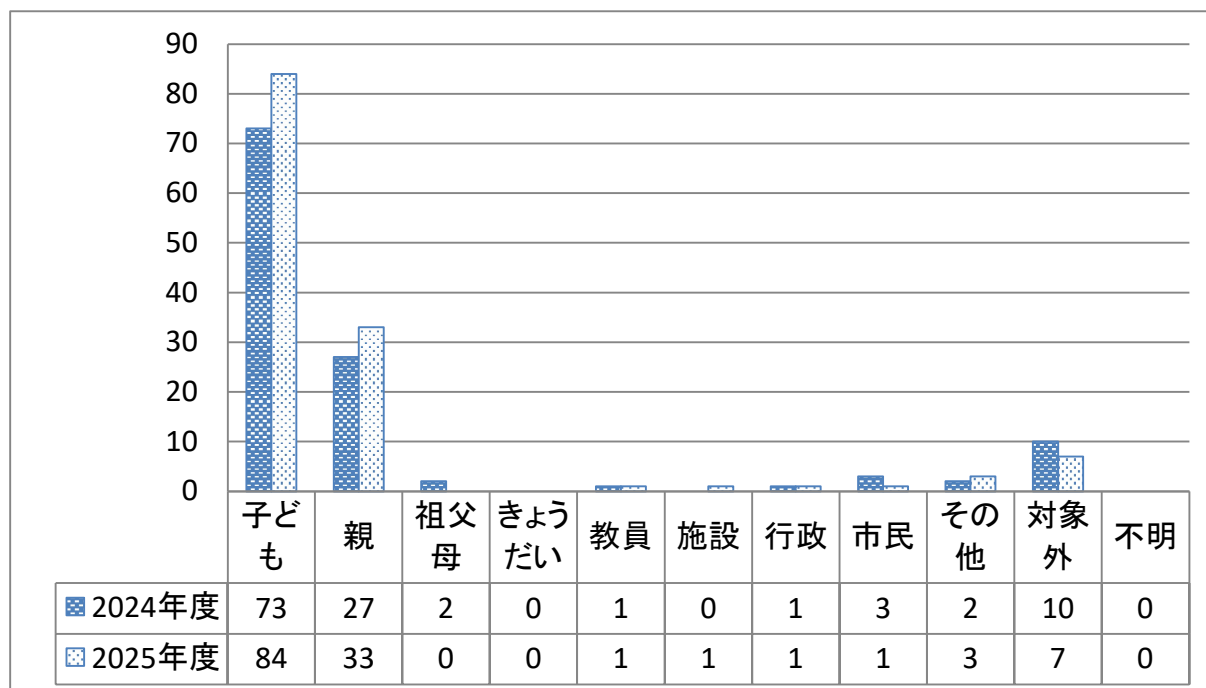
とよた子どもの権利相談室が受けた相談は、項目に分けて統計処理しています。以下に、2025 年度のを掲載しました。

ア 月別相談件数（新規・延べ）



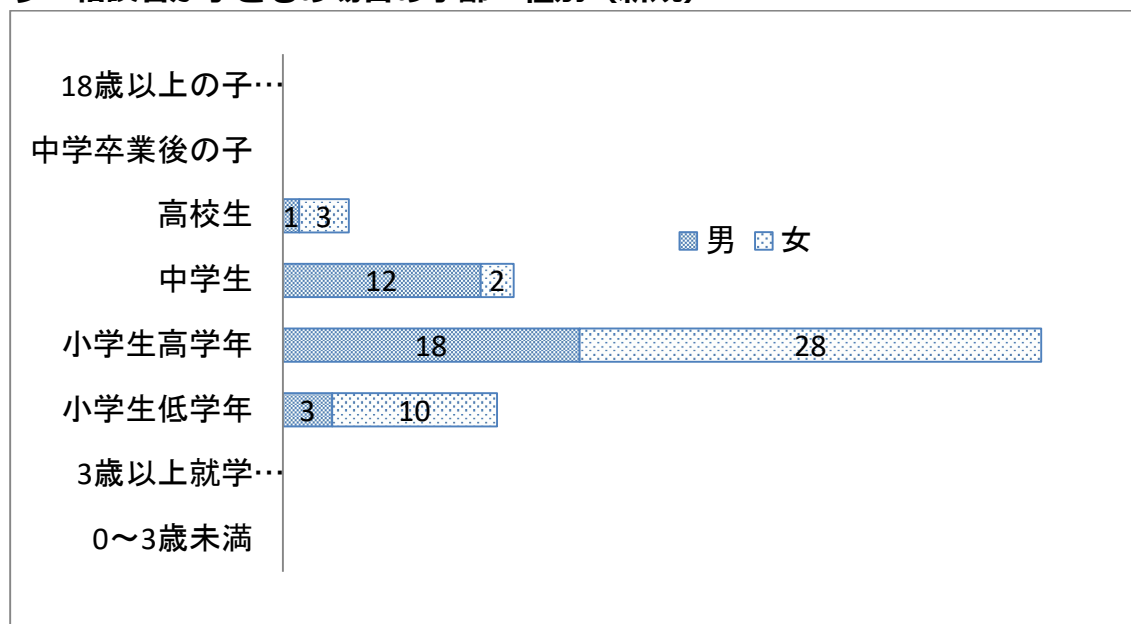
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2024年度新規件数	4	2	9	22	6	7	33	17	7	7	2	3	119
2024年度延べ回数	97	42	65	88	47	91	148	99	83	68	35	70	933
2025年度新規件数	7	6	6	13	11	11	12	10	32	3	11	9	131
2025年度延べ回数	104	80	88	121	110	154	94	141	204	157	117	106	1476

イ 相談者別（新規） ～初回相談をしてきた人～



相談者別では、子どもからの相談が 84 件（64%）、親からの相談が 33 件（25%）でした。

ウ 相談者が子どもの場合の学齢・性別（新規）

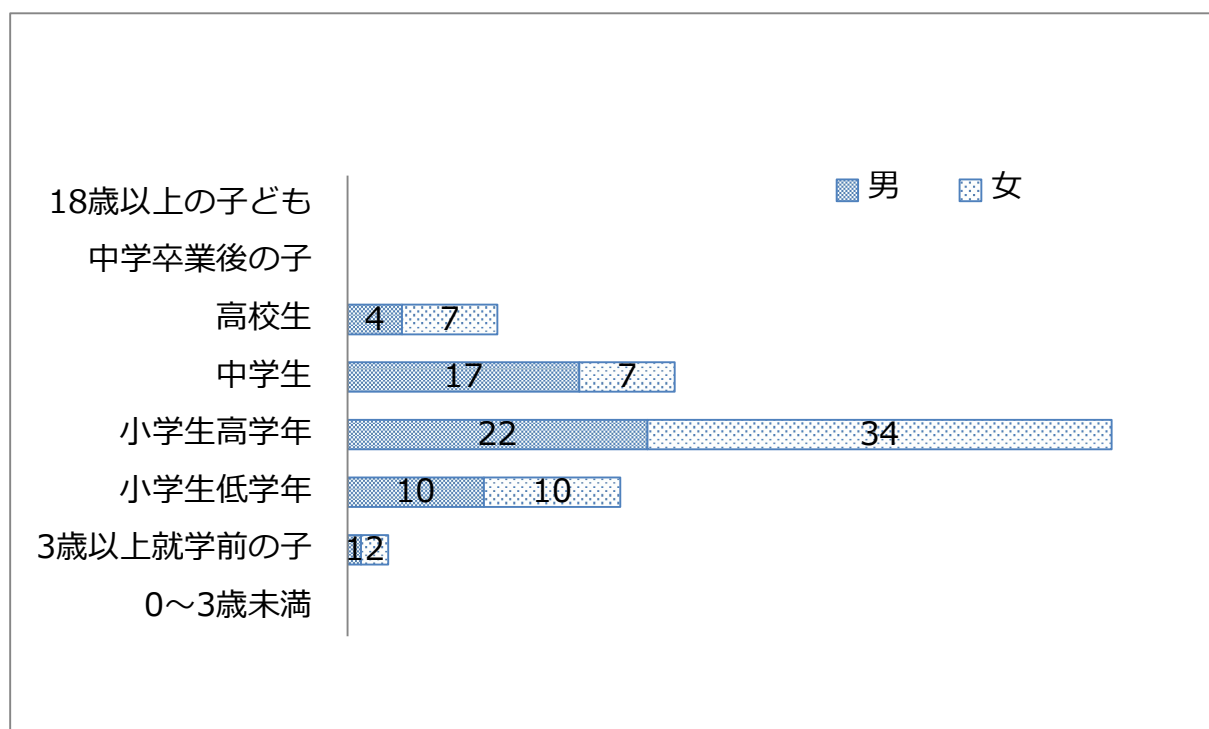


男子 34 件、女子 43 件でした。性別又は学齢が不明のもの 7 件でした。

小学生からの相談が多く、63 件（76%）となっています。

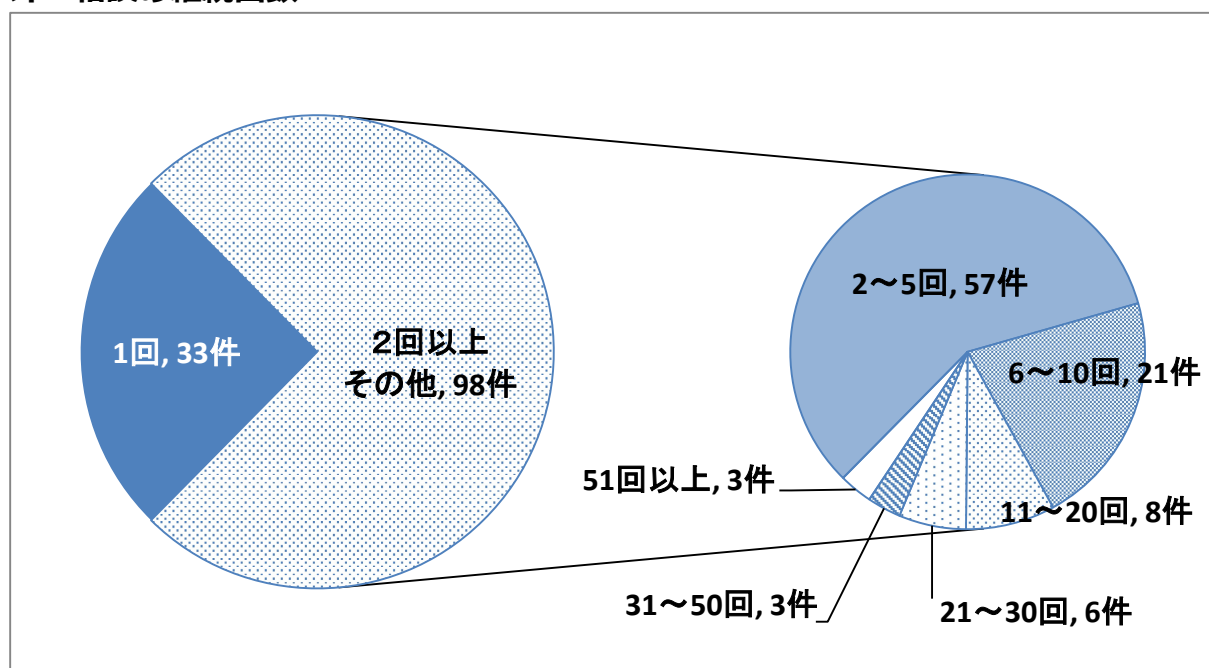
（性別又は学齢が不明な案件があるため、グラフとの不整合あり）

エ 相談の対象となる子どもの学齢・性別（新規）



男子 54 件（41%）、女子 60 件（46%）で、性別又は学齢が不明のもの及び対象外が 17 件でした。小学生を対象とした相談が多い傾向にあります。

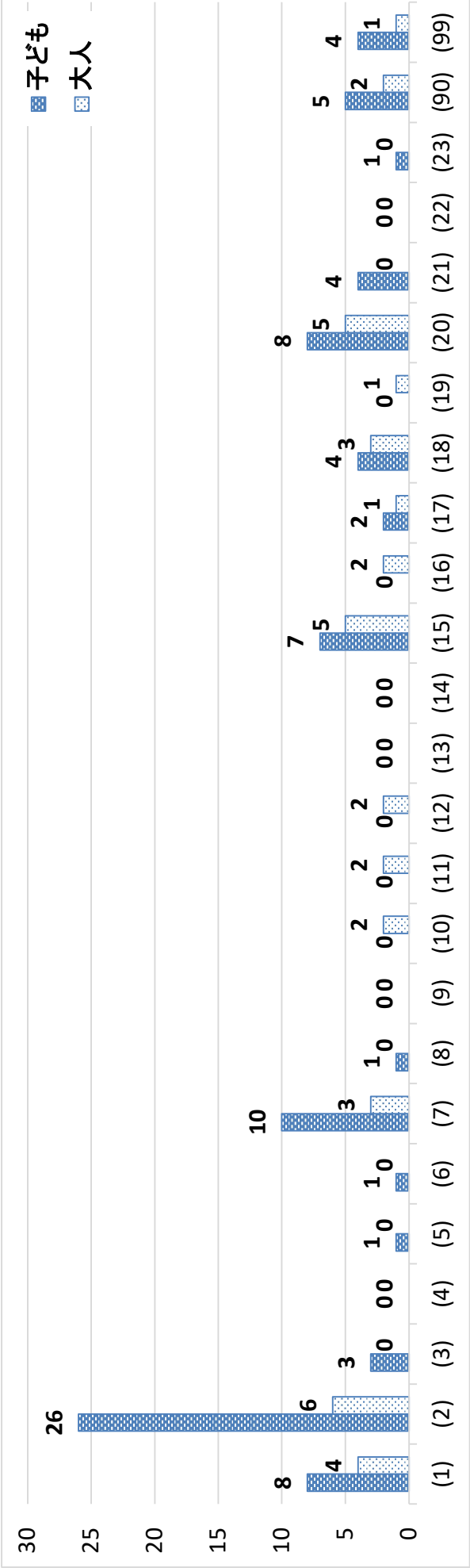
オ 相談の継続回数



1 回の電話で終わった相談は 33 件（25%）、前年度 32 件（27%）の横ばいですが、2 回以上の継続相談の件数・割合が、前年度より増加しています。

力 相談の主訴（新規）

※ （ ） 内の数字は下記の主訴番号と一致する。

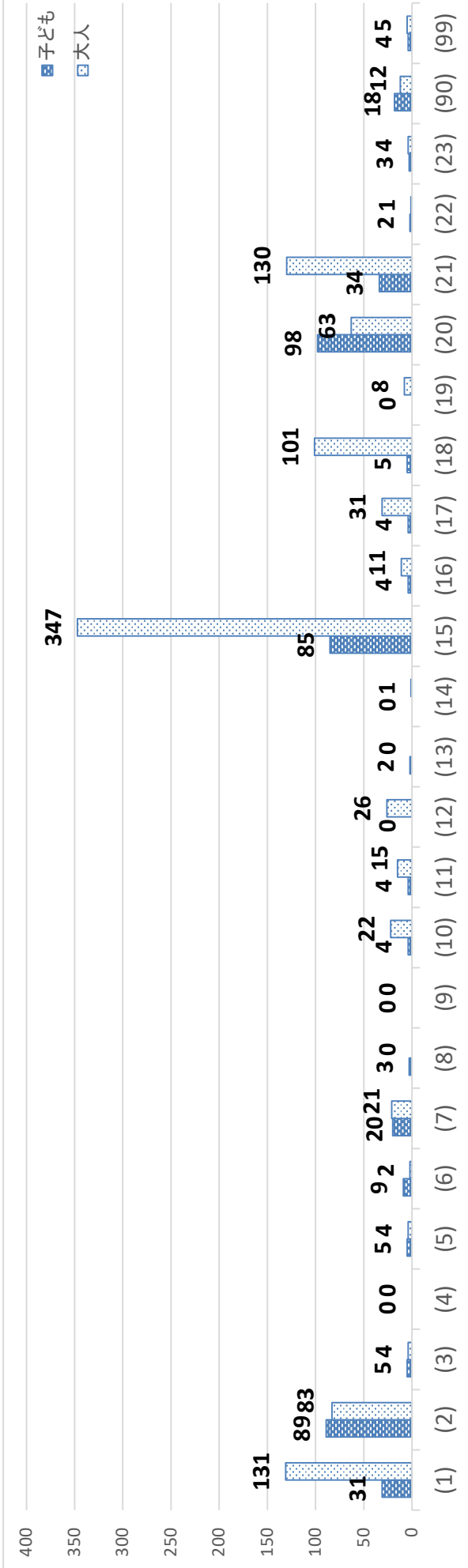


主訴	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(90)	(99)	総計
	いじめ	いじめ関係の悩み	いじめめ除く暴力	金品等の被害	不登校	進路問題	心身の悩み	性の悩み	教職員等（保育師等）の暴力	教職員等（保育師等）の暴言や威嚇	セクハラ	校則など学校のルール	学級崩壊	事故・子ども園等での	教職員等（保育師等）の指導上の問題	学校・子ども園等の対応の問題	行政機関の対応の問題	その他	子育ての悩み	家族関係の悩み	家庭内虐待	行政施策等	子どもの福祉的処遇	その他	主訴不明	
子ども	8	26	3	0	1	1	10	1	0	0	0	0	0	0	7	0	2	4	0	8	4	0	1	5	4	85
大人	4	6	0	0	0	0	3	0	0	2	2	2	0	0	5	2	1	3	1	5	0	0	0	2	1	39
2025計	12	32	3	0	1	1	13	1	0	2	2	2	0	0	12	2	3	7	1	13	4	0	1	7	5	124
2024計	12	26	2	2	2	2	13	5	0	2	0	0	0	0	8	4	0	1	4	12	5	2	2	3	2	109

※対象外 7 件を除く。

キ 主訴別延べ回数

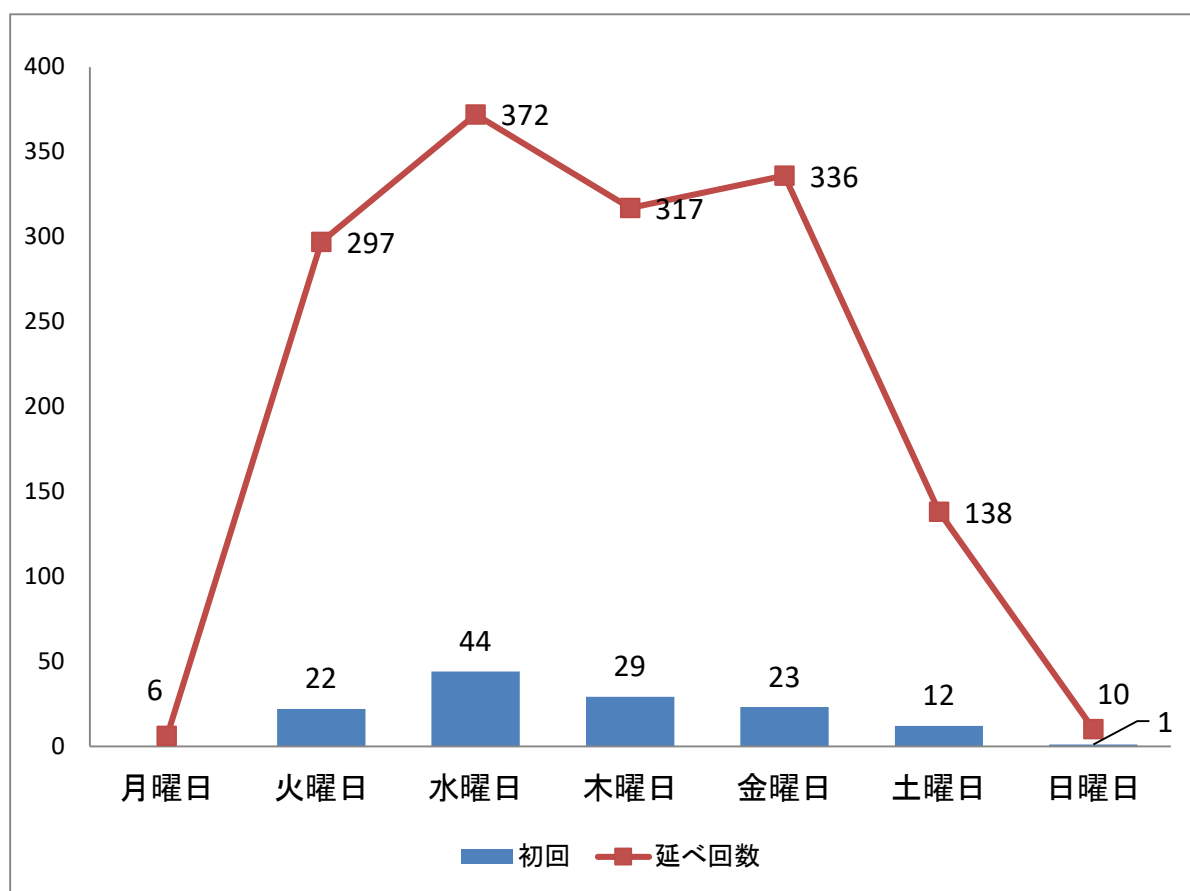
※ () 内の数字は下記の主訴番号と一致する。



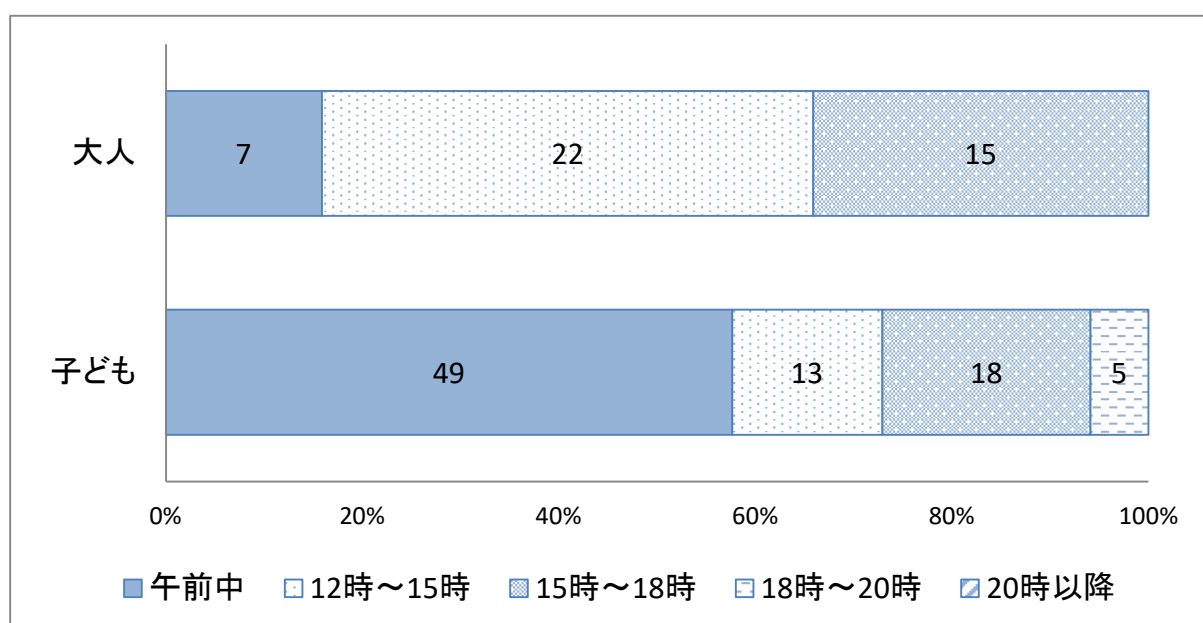
主訴	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(90)	(99)	総計
いじめ	31	89	5	0	5	9	20	3	0	4	4	0	2	0	85	4	4	5	0	98	34	2	3	18	4	429
子ども	131	83	4	0	4	2	21	0	0	22	15	26	0	1	347	11	31	101	8	63	130	1	4	12	5	1022
大人	162	172	9	0	9	11	41	3	0	26	19	26	2	1	432	15	35	106	8	161	164	3	7	30	9	1451
2025計	214	88	10	2	5	3	56	15	0	43	4	7	37	0	117	33	7	0	31	43	133	11	17	22	13	911
2024計																										

※不明・対象外等25回を除く。

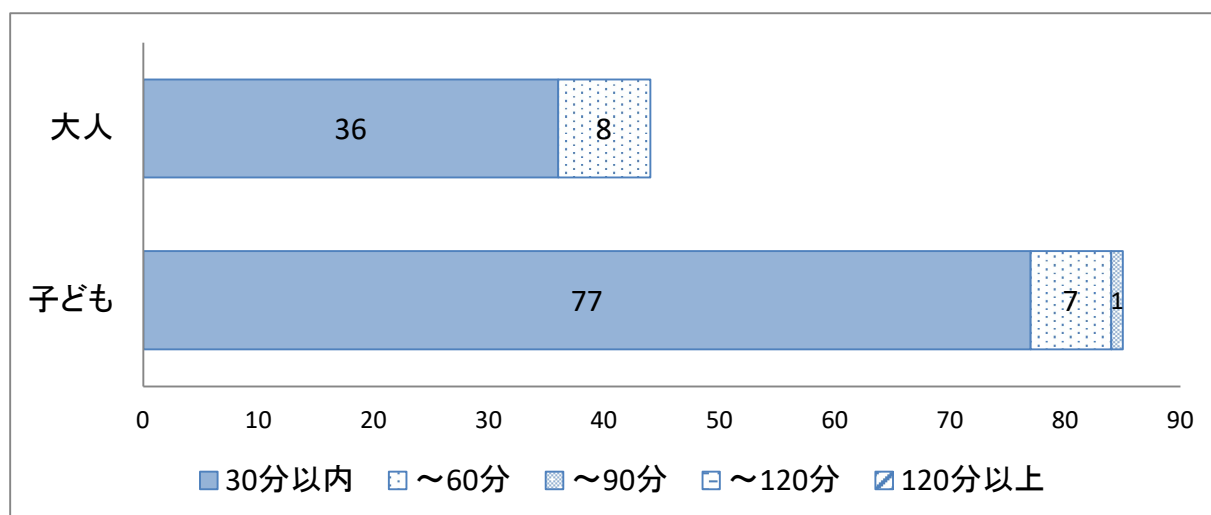
ク 相談の曜日（新規・継続）



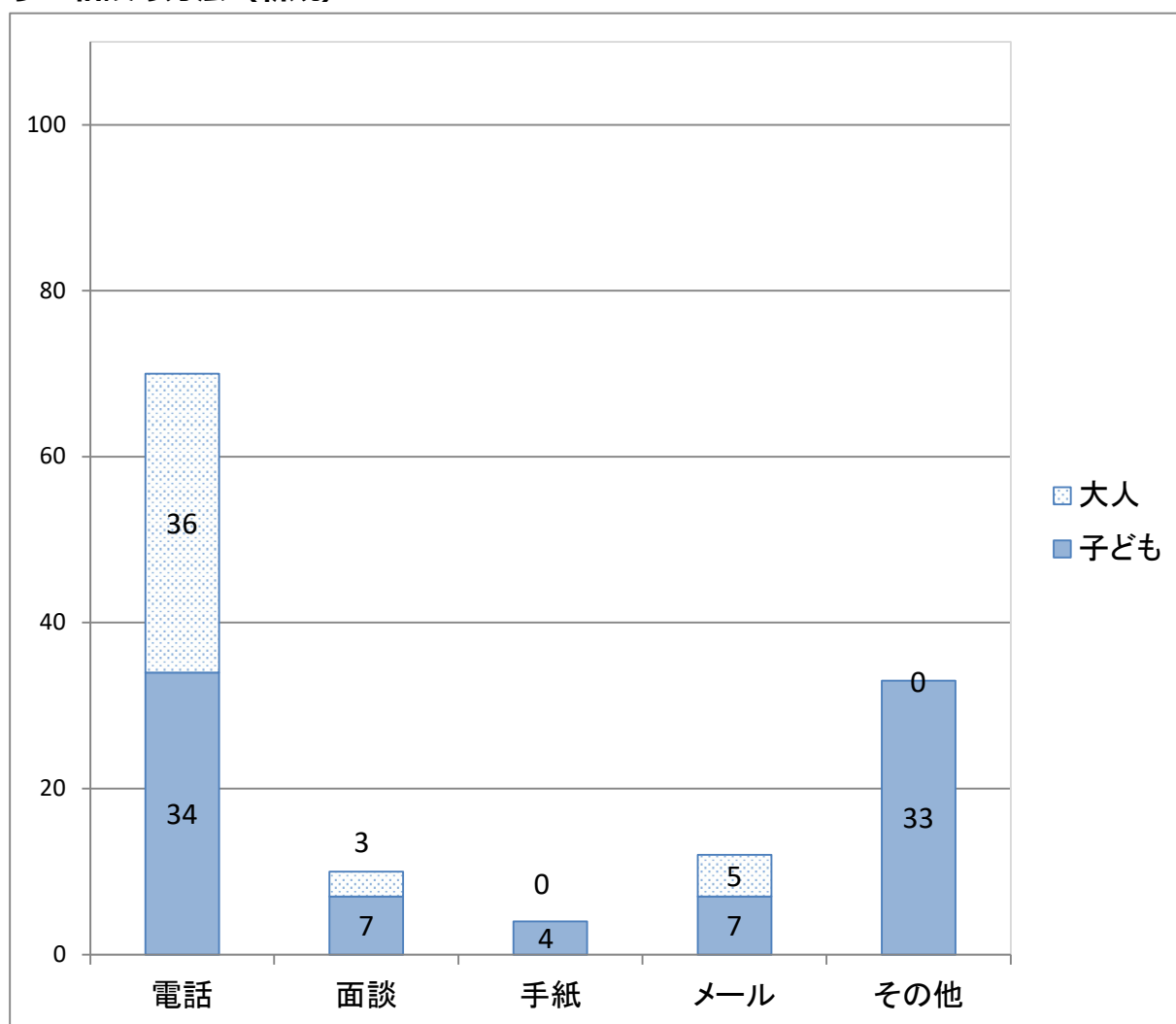
ケ 相談の時間帯（新規）



コ 相談の所要時間（新規）



サ 相談の方法（新規）



(3) 相談の特徴と傾向

相談件数

2024 年度と比較して、新規件数は 119 件から 131 件へと 12 件増加しました。また延べ回数も 933 回から 1,476 回と 543 回増加しています。

2025 年度は、子ども本人からの直接の新規相談は、2024 年度の 73 件から増加し、84 件で、相談全体の 64%と、2024 年度の 61%から増加しました。

子ども以外からの新規相談では、親からの相談 33 件、教員・施設・行政からの相談が各 1 件あり、これら大人からの相談の内、後に子ども本人とつながることができたケースが 13 件ありました。子ども本人からの新規相談 84 件と合わせると 97 件（74%）となりました。

学校でカードやリーフレットを配布や相談室だよりを発行の他に、学校で行う権利学習の授業に参加するなど、継続的な P R に務めてきましたが、さらに子どもたちが利用しやすくなるような工夫を引き続き行ってまいります。

参考グラフ：ア 月別相談件数（新規・延べ） イ 相談者別（新規）

子どもからの相談

相談者が子どもの場合の学齢別の件数は、小学生（低学年）13 件、小学生（高学年）46 件、中学生 14 件、高校生 4 件、不明 7 件となっています。

2024 年度と比較して、特に高学年の小学生からの相談が増加し 14 件の増加の一方、低学年の小学生からの相談は 9 件の減少となっています。

子どもからの新規相談では、「いじめを除く交友関係の悩み」が 26 件（31%）と引き続き多く、次に「心身の悩み」が 10 件、「いじめ」及び「家族関係の悩み」が 8 件となっています。

全体では、相談内容が多岐に亘っており、子どもたちの悩みが多様化していることがうかがえます。

参考グラフ：ウ 相談者が子どもの場合の学齢・性別（新規）
カ 相談の主訴（新規）

大人からの相談も含めた対象となる子どもの相談

親等からの相談も含め、対象となる子どもの学齢は、小学生が大半を占めています。小学生（低学年）20件、小学生（高学年）56件、中学生24件、高校生11件の相談がありました。

大人からの新規相談では、「いじめを除く交友関係の悩み」が6件、「教職員等のその他指導上の問題」、「家族関係の悩み」が5件、「いじめ」が4件と、多岐に亘っています。

どの年齢の場合も、その経過の中で子どもと相談室が繋がるように働きかけていきます。

参考グラフ：エ 相談の対象となる子どもの学齢・性別（新規）
カ 相談の主訴（新規）

継続相談

1回の電話で終わらず、継続した件数の割合が2024年度は73%でしたが、2025年度は75%へと微増しました。相談を継続する中で初回相談の主訴とは別の問題が見えてくることも多く、継続して相談することにより子どもをとりまく状況を理解し支援の方向性が明確になっていきます。いじめや交友関係、教職員等の指導上の問題の場合など学校が関係することについては、学校での聞き取りや協力をお願いするために、継続回数が多くなります。情報収集のための調査や、発意での調査・調整についても統計上は継続相談になっています。とりわけ主訴別相談件数では、「いじめを除く交友関係の悩み」「他機関の対応の問題」が増加しています。

参考グラフ：オ 相談の継続回数 キ 主訴別延べ回数

相談の曜日や時間・相談方法

新規相談では水曜日が44件と多く、次いで木曜日29件と金曜日23件となっています。火曜日は基本的には電話相談の受付はしませんが、相談室から関係機関等への聞き取りや、調査・調整等のための時間にしています。

大人からの相談では、子どもが学校から帰ってくる前の12時から15時と、15時から18時の時間帯に多くなっています。

新規相談の所要時間は、子どもも大人も概ね60分以内で終了しています。

初回相談は、概ね半分以上が電話ですが、直接来室し面談したものが10件、メールでの相談12件、手紙での相談4件（こことよレター）ありました。

参考グラフ：ク 相談の曜日（新規・継続） ケ 相談の時間帯（新規）
コ 相談の所要時間（新規） サ 相談の方法（新規）

(4) 相談事例

※プライバシー保護のため、内容は一部変更してあります。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談内容及び対応の概要
事例① 本人 小学生男子 対人関係 電話・面談	【相談内容】 クラスの中でいじられる。気にしすぎかもしれないけど。 【相談室から】 最初はお母さんから電話があり、「毎日のようにクラスの子からいじられると言ってくる。気にしなきゃいいのに…。聞いている私もストレス」とのことでした。お母さんが受け取る情報と、子ども本人が実際に感じていることは違うことがあるため、まずは本人からの話しが聞きたいと面談を促しました。 本人の話しでは、話し方から始まったそうです。新学期で新しいクラスになじめるか心配だった本人も、当初はいじられることで会話が増え、皆が笑うことで調和がとれていると感じたそうです。しかし、いじり方は服装や髪型、行動へとエスカレートしていき、一部の人からのいじりはクラス全体で当たり前のことになり「僕が気にし過ぎなのかもしれないけど、クラスの中でいじられるのが嫌。みんな悪気はないと思うので、嫌だとは言えない。毎朝、登校前になると泣きそうになる」とのことでした。 相手に悪気がある、ないに関わらず、本人に心理的ストレスや苦痛があれば、それはいじめになると伝えとともに、今まで辛かった気持ちを受け止め、どのような状態になれば安心できるのかを教えてもらいました。「あなたには、安心して生きる権利と自分らしく生きる権利があるのだよ。」と伝え、一緒に対策を考えました。本人の了承のもと、擁護委員と相談員で学校訪問し、事実確認をはじめ、学校の把握状況、いじめ再発防止対策までを何度も話し合い、組織として対応してくれたため、その後は本人も安心して学校に行けるようになりました。

事例② 本人 小学生女子 対人関係 電話・面談	【相談内容】 友達とケンカすると、親がすごく怒る。 【相談室から】 「学校で、友達から嫌な事をされたから、イライラして相手を叩いてしまった。でも親に言えない」という電話がありました。学校でのトラブルを親が知るとひどく怒るため、理由を話そうと思っても、怖くて言い出せず困っている様子でした。 まずは、友達との関係について、どんな時にイライラするのか、どんな時にケンカになるのか話してもらいました。その時どうしたら良かったのか、同じことが起こった時どうしたらいいか、本人と話し合い、気持ちの整理をしていきました。そのようなやりとりの中で、本当は友達に謝りたい気持ちがあるという言葉もでてきました。 本人の了解の元、学校に教室内の様子を伝えたところ、担任による教室内の見守りが可能だとわかりました。自分の協力者がいないと感じていたようですが、まずは校内での安心が得られ、ほっとしたようでした。 次に家での困り感について話し合いました。電話では親に聞かれる心配があると本人が言ったため学校での面談を提案し実施しました。自分の気持ちや考えは大切にもらえる権利があり、精神的負担を受けないことは大切であることを伝え、市の相談機関につなぎました。 その結果、家庭訪問などで様子を確認することができ、親も子どもへの接し方を考えるきっかけとなったようでした。
事例③ 本人 中学生女子 教職員等の指導上の問題 電話	【相談内容】 担任の先生との意見の違いで、学校が過ごしにくい。 【相談室から】 担任の先生との意見の違いが自分の中で引っ掛かっている、と相談がありました。 本人は、普段からコミュニケーションを取ることが比較的上手だが言葉が強いため、皆の前で先生と言い合いになることもあり、先生から避けられていた日があったとのことでした。

	話を聴いていくうちに、友人たちは気づいていて味方をしてくれるが、先生から避けられていて居心地が悪いこと、改善したい気持ちはあるが行動に移す方法が浮かばないという話も出てきました。 本人の強みであるコミュニケーション力を活用しての解決方法を一緒に考えたところ、友人に担任の先生との話を仲介してもらうことがいいかもしれない、と自身で解決案を見出したようでした。身近な人の助けを借りることも安心して生きる権利であることを伝え、本人の意思を支持しました。 後日、担任の先生と話ができたと本人から報告がありました。先生からは「時間が経ってしまったので言い出せなかったが、自分の対応も悪かった」と謝罪の言葉があり、ほっとしたという言葉が聞かれました。 小さな引っ掛かりから始まった相談でしたが、一人で考えていると小さなことが大きな不安となって本人に押し寄せていたようでした。しかし、他者と話をし、現実に触れることで、自己を振り返ることができ、自分の強みにも目を向けられたことが子どもの成長する力だと思っています。
--	--

3 調査・調整活動

擁護委員が行う調査・調整には、相談者や子どもから権利侵害についての「救済の申立て」を受けて実施する場合と、子どもが権利侵害を受けていると認めるときに擁護委員が「発意」によって実施する場合とがあります（豊田市子ども条例第 22 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）。

（１）申立案件

2025 年度、子どもの権利侵害に対する救済の申立てはありませんでした。

（２）発意案件

2025 年度、擁護委員による発意はありませんでした。

2023 年度の＜発意案件 第 H9-23 号＞は、2025 年 4 月 8 日に「調査・調整の結果等についての通知」にて、制度改善の要請を行いました。対応状況について 5 年間の報告を求めています。

＜発意案件 第 H9-23 号＞

発意日 2023 年 9 月 26 日

なお、制度改善の通知書は、豊田市教育委員会及び該当小学校へ提出していますが、個人情報に配慮し、活動報告書への掲載はいたしません。

2021 年度の＜発意案件 第 H8-21 号＞に関わる制度などの改善の要請については、対応状況について 5 年間の報告を求めています。豊田市子ども・若者政策課から 2025 年度の対応状況の報告があり、確認しました。

＜発意案件 第 H8-21 号＞

発意日 2021 年 12 月 27 日

豊こ若発第 2685 号
令和 8 年 3 月 24 日

令和 7 年度 報 告 書

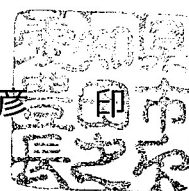
豊田市子どもの権利擁護委員

渡邊 佐知子 様

山谷 奈津子 様

米津 直希 様

豊田市長 太田 稔彦



2022年8月23日付 第2022-1号にて、通知のあった要請について、下記のとおり報告します。

記

<こども・若者政策課分>

- 1 放課後児童クラブの問題性を把握した場合は、速やかに改善するよう指導するとともに、フォロー体制を充実させ、確実に改善したかどうか確認をしてください。

→ 保護者からの意見やアンケート結果、また巡回相談員の巡回記録から、問題性を把握した場合は、速やかに委託事業者等へ連絡し、問題点を伝え、事業者に対し複数の改善策を提案しながら、対応を依頼します。市の方でも、担当長を中心に、地区担当はじめ複数の職員で共有・相談しながら、フォロー体制をとり、市で行うべきことがあれば課長・副課長も含め協議し、役割分担をするなど、現場や事業者を支援しました。

事業者からの報告を受け、不十分な点があった場合、さらなる対応を依頼・指導し、確実に改善するまで報告を求めます。また、各事業者とは隔月定例会を開催していますので、その後の経過もヒアリングし、確実な改善確認に努めました。

- 2 委託事業者である[]に対し、子どもや保護者の声が上げやすいようなアンケートの実施方法や当該[]の正確な実態がつかめるような集計方法を指導してください。

→ アンケートの実施方法は、委託事業者任せ、ほとんどの事業者がWEB上で行っています。紙で実施する場合は、クラブの支援員に中身がわからないように、封筒に入れ、回収箱等を設置して出していただくよう事業者へ指導し実施しました。当該[]はWEBで実施をしました。

中身については、事業者が集計・分析し、問題点が確認できれば、事業者から各クラブへ状況確認し、必要に応じてクラブの支援員へ対応方法を指導しています。当該[]は、その状況を定例会において詳細に報告しました。

元データは集計結果とともに市に提出されるため、市の方でも確認し、気になる回答については説明を求め、確認を行いました。

当該[]は、昨年度に引き続きバスを利用した校外への施設見学や屋内での体験活動や工作等を実施し、また、空調整備された体育館で地域の高校と連携したイベントを実施するなど、こどもの意見を取り入れながら体験活動をさらに充実させました。昨年度と同様、こどもや保護者からのアンケート評価は高いものとなりました。

また、当該[]では支援員に対するアンケートも実施し、支援員の不安や意見に対し、しっかり耳を傾け状況把握し迅速な対応をとるなど、信頼関係の構築に注力しています。

- 3 当該[]に対して巡回している指導員について、多様性のある人材を確保し、巡回指導員に対する子どもの権利に関する研修を充実させてください。

→ 巡回相談員に対しては、こどもの権利に関するパンフレット等を用い説明・研修を行っています。

「巡回記録表」にも巡回のチェック項目として「こどもの人権に十分配慮した育成支援が行われているか」という表現に変え、クラブ運営の重要な視点として意識付けています。人材については、交流館館長経験のある元市の行政職員が、教員経験者ではない新たな視点で、支援員のこどもとの接し方や環境面についても確認しています。

また、昨年度採用した放課後ソーシャルワーカーは、発達障がい等の特性のある児童への対応について、クラブの現場において、支援員や運営事業者へ専

門的に助言しています。今年度、5, 6年生受入れも始まり、障がいの有無にかかわらず、改めてこどもの権利に即した育成支援についての研修も、このソーシャルワーカーにより実施しました。多くの支援員とともに巡回相談員も受講し、さらなる全体の質の向上に努めています。

- 4 多様性を持ち、経験豊富な支援員を確保するため、支援員の処遇の向上や待遇改善、適正な支援員の配置や施設整備の充実などを速やかに実施してください。

→ こどもと接する支援員の人材確保はとても重要であり、そのための処遇・待遇の改善や働きやすい環境づくりに努めています。

支援員の処遇の向上・待遇改善については、委託事業者の協力も得ながら、改善に努めています。

支援員の適正配置についても、どのクラブも、まずはこどもが安全・安心に過ごすことができ、現場の支援員が安定して運営できるよう、必要な人員を配置し、就労環境を整えています。

施設については、学校と調整を図り、クラブの参加児童が安全に過ごせるよう必要な整備を行っています。

また、支援員の負担を軽減し、こどもと接する時間を確保できるよう入退室管理システムや手書き報告をシステム化するなど、さらなる改善を図っています。

今後も各学校の状況に応じ、こどもたちが安心して楽しく過ごせ、支援員が働きやすい環境整備を行います。

なお、当該■の人材については、元養護教諭を採用し、熱中症対策を初めクラブ内で発生しやすい事故対応などの危機管理シミュレーション研修を行い、現場支援員の実践的な対応力強化に努めています。また、異なる経歴を持つ人材が管理側に加わることによる効果を引き続き評価しています。今年度、クラブでの一律のスケジュールやルールをなくし、こどもの話し合いでのルール作りを行い、こどもの主体性を育む環境整備や運営を、事業者として積極的にサポートしています。

(3) その他の調査・調整

申立案件及び発意案件の調査・調整のほかに、相談の一環として、相談者の困り感の要因がどこにあるのか、どこに働きかけることが有効かを探るために、相談者の同意を得た上で擁護委員や相談員が相談者以外の関係者に直接会ったり、電話で話したりすることがあります。

事実確認をしながら、緊張した関係やもつれた関係の糸口を探し緩やかにすること、相談者や子どもが関係する人たちと建設的な対話をしながら解決を図るための環境作りをすることも、調査・調整活動として擁護委員の大切な役割の一つです。

また、いろいろな要因が複雑に絡み合っている案件（虐待、発達的なこと、不登校、いじめ、貧困等）は、学校や関係機関と連絡を取り合い連携しながら対応する場合があります。

2025 年度に申立・発意案件以外で実施した関係機関との調整活動や連携した案件は 38 件(2024 年度は 30 件)でした。

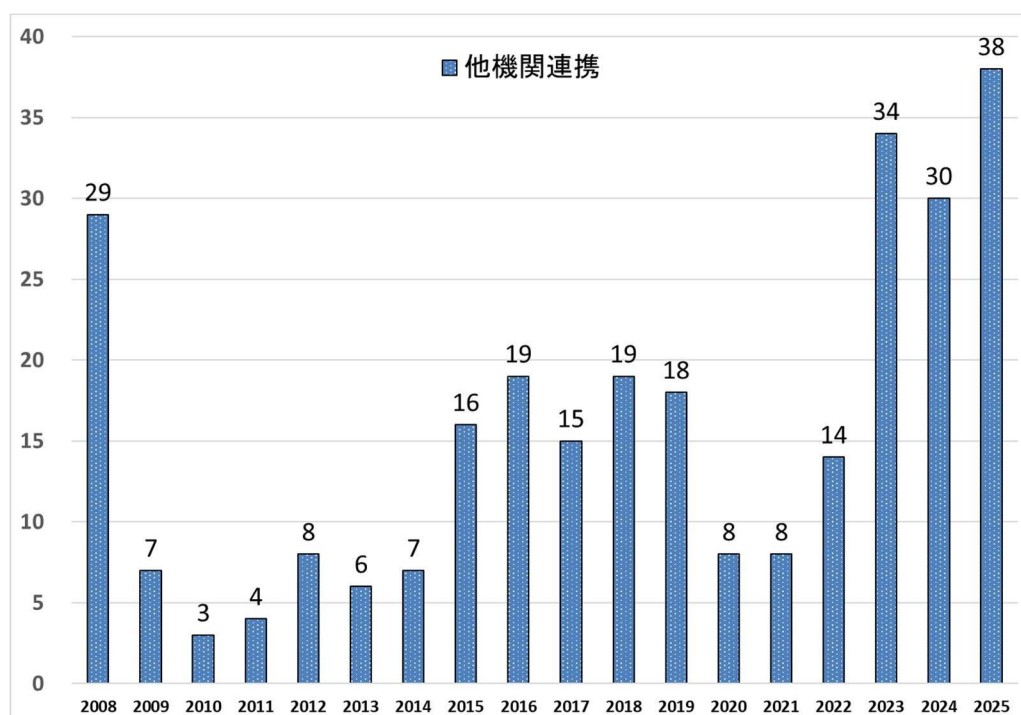
(主訴別連携機関)

主訴（初回）	件数	連携機関
いじめ	8	学校教育課、教育事務所、小学校（5 校）、中学校（1 校）、高校（2 校）、児相、パルク、パルク（SSW）、パルク（SC）、発達センター、放デイ事業所、りっぽ
教職員等の指導上の問題	7	学校教育課、教育センター、小学校（2 校）、中学校（3 校）、パルク、学び体験推進課
家庭内虐待	5	こども相談課、児相、小学校（3 校）、パルク（SC）
その他機関の対応の問題	4	こども相談課、児相、小学校（1 校）、中学校（1 校）、パルク（SSW）、パルク（SC）
交友関係の悩み	3	県教委、高校（1 校）、小学校（2 校）、パルク（SSW）、パルク（SC）、
教職員等の暴力・暴言や威嚇子ども同士の暴力	2	こども相談課、児相、小学校（2 校）、パルク（SSW）
家族関係の悩み	2	刈谷児相、こども相談課、小学校（1 校）、りっぽ
子ども同士の暴力	1	小学校（1 校）、パルク（SSW）、パルク（SC）
セクハラ	1	豊田警察署
校則など学校のルール	1	学校教育課、教育センター、中学校（1 校）
進路問題	1	高校（1 校）、障がい福祉課、相談支援事業所、りっぽ

主訴（初回）	件数	連携機関
行政施策等	1	学校教育課、児相、小学校（1校）
子どもの福祉的処遇	1	児相、小学校（1校）
その他	1	小学校（1校）

※連携機関の欄において、各機関の名称を略称にしています。

略称	連携機関名称
学校教育課	豊田市教育委員会 学校教育課
教育センター	豊田市教育委員会 豊田市教育センター
パルク	パルクとよた 豊田市教育委員会 青少年相談センター
パルク（SSW）	パルクとよた スクールソーシャルワーカー
パルク（SC）	パルクとよた スクールカウンセラー
障がい福祉課	豊田市 福祉部 障がい福祉課
発達センター	豊田市 福祉部 豊田市こども発達センター
学び体験推進課	豊田市 魅力創造部 学び体験推進課
こども相談課	豊田市 こども・若者部 こども相談課
りっぽ（RePPO）	豊田市こども・若者総合相談センター
県教委	愛知県教育委員会
教育事務所	愛知県教育委員会 西三河教育事務所
児相	愛知県 豊田加茂児童・障害者相談センター
刈谷児相	愛知県 刈谷児童相談センター
豊田警察署	愛知県 豊田警察署
相談支援事業所	豊田市障がい者相談支援事業所
放デイ事業所	豊田市放課後等デイサービス事業所



4 発意に基づく支援活動

2010 年の発意案件では、放課後児童クラブにて支援員の不適切な言動があり、子どもの権利が侵害されているとして、制度改善の要請を行いました。これに対して豊田市次世代育成課（現：こども・若者政策課）から、対応状況の報告を 5 年間受けたそれ以降も、権利擁護委員からの要望により、各種研修やクラブ支援訪問を継続してきた経緯があります。

しかし、2021 年には別の放課後児童クラブにおいて、専任支援員が威圧的な言動を繰り返す等の不適切な対応をしていたことが判明し、2022 年 8 月 23 日に子どもの権利が侵害されているとして、制度改善の要請を行いました。この件につきましても、対応状況の報告を 5 年間求め毎年確認作業を実施しています。（23 ページに掲載）

支援員研修やクラブ支援訪問は、クラブに参加する子どもたちの育ちを支えるために大切であることから、相談室としても引き続き協力や参加をしていきます。

（１）支援員研修

2025 年度も集合研修は行いませんでしたが、各クラブに資料を配布し、クラブ内にて研修を実施してもらいました。

日程	研修内容
随時	支援員研修資料（音声付き DVD：学校向け権利学習プログラム） 「子どもの権利と学校」 石井専門員

（２）支援訪問

※事業者の欄において、名称を略称にしています。

日程	会場	事業者	クラブ名	参加者
6 月 18 日（水）	青木小	振興会	青木こどもクラブ	相談員
11 月 12 日（水）	浄水小	浄水まごころ	ふぁみりいクラブ	相談員
11 月 12 日（水）	足助小	トライ	あすっこクラブ	米津擁護委員
11 月 13 日（木）	若林東小	トライ	つばめクラブ	渡邊擁護委員
12 月 2 日（火）	衣丘小	朝日丘	さくらんぼクラブ	渡邊擁護委員
1 月 14 日（水）	小清水小	ホームメックス	どんぐり学級	渡邊擁護委員
1 月 16 日（金）	寺部小	ホームメックス	あいあい	米津擁護委員

- ・ 振興会 … 社会福祉法人 大和社会福祉事業振興会
- ・ 浄水まごころ … 一般社団法人 浄水まごころスクール
- ・ トライ … 株式会社 トライ
- ・ 朝日丘 … 一般社団法人 朝日丘コミュニティクラブ
- ・ ホームメックス … ホームメックス株式会社

5 広報・啓発活動

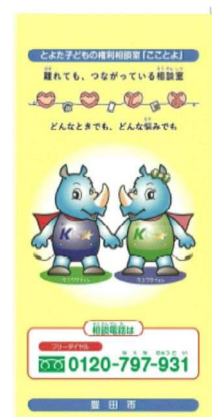
相談室は、仕事の一つとして、「条例の普及及び子どもの権利の啓発に関すること」が定められています（豊田市子ども規則第 15 条第 2 項第 4 号）。豊田市子ども条例や子どもの権利を知ってもらうことはもちろんのこと、相談室のことを知ってもらうために、様々な広報・啓発活動を行っています。

（１）子どもへの広報・啓発活動

ア カード・リーフレットの配布

相談室のことをより多くの子どもたちに知ってもらうように、下表のとおり配布しました。

カードは、小中学校・高等学校・特別支援学校の児童・生徒に配布しました。



〔カード〕

〔リーフレット〕

※印の学年については、全児童・生徒対象に配布しました。

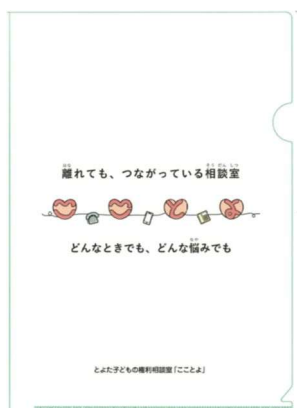
配布対象	配布物
市内小学校 1 年生※	リーフレット・カード
市内小学校 2 年生～6 年生※	カード
市内中学校 1 年生 ※	リーフレット・カード
市内中学校 2 年生・3 年生※	カード
豊田特別支援学校小学部※	リーフレット・カード
豊田特別支援学校中等部・高等部※	リーフレット・カード
市内県立高等学校	リーフレット・カード
市内私立高等学校	リーフレット・カード
県立豊田高等特別支援学校	リーフレット・カード

豊田市の学校では、子どもの虐待防止の観点から C A P プログラムを実施しています。その際に相談機関の一つとして、とよた子どもの権利相談室のカードも配布してもらっています。

※ C A P = Child Assault Prevention 「子どもへの暴力防止」

イ クリアファイルを配布

〔クリアファイル 表〕



〔クリアファイル 裏〕



ウ 掲示について

相談室の前には、こことよのことをよく知ってもらうために、様々な掲示がしてあります。「どういことを相談するの?」「子どもの権利ってどういうものがあるの?」など、子どもにも大人にも関心を持ってもらえるような掲示を心がけています。



エ 相談室だより「こことよ」

2020年度より、子どもたちにより親しみを持ってもらえるように、お便りの名称を、相談室の愛称と同じ「こことよ」に変更しました。小学校低学年・高学年・中学生向け「こことよ」を、市内各小・中学校に例年通り6月、10月、2月の年3回配布し各教室に掲示していただきました。

紙面には、相談室からのお知らせのほかに、相談室の活動がより子どもに理解してもらえるように、相談してからの流れを掲載しています。

オ こことよレター（再掲）

2025年度は、学校での権利学習時以外に、市内小中特別支援学校に配架依頼をしました。

～とよた子どもの権利相談室だより～

こことよ

こことよ42号 2025年5月 発行

豊田市の子どもに関する取組をまとめた計画

計画名はこどもたちの意見で決まりました

豊田 **こども権利** プランが完成しました

※正式名称「豊田市こども・若者総合計画」

ここにこわくわくプランでは・・・

こどもたちの笑顔があふれるまち とよた を目指します！

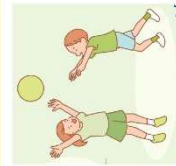
こどもたちの笑顔があふれるまちとは、こどもも大人も全員が笑顔で過ごることができる「みんなにやさしいまち」のことだよ！

ここにこわくわくプランでは3つのプロジェクトに力をいれます！

① こどもの権利プロジェクト

・こどもの持っている権利や意見を周知にもっと知ってもらいます

・たくさんの子どもの意見を市の取り組みにとりいれます



#こどもの居場所をつくる

② こどもの居場所プロジェクト

・こどもが自分の居場所をみつけれられるようにします

・こどもが「行きたい」と思える居場所をつくります

井行かない、書かない、待たない
子育て窓口の実現



③ 子育て支援デジタル化プロジェクト

お父さん・お母さんがいつでもどこでも申しこみの手続きなどができるようにします

相談員からのお知らせ

子どもの権利擁護委員を紹介します
みんなの権利を守るために、悩みや相談を専門的な目で一緒に考えてくれます。

わたなべ さちこさん
(元 児童相談所所長)

やまだに なつこさん
(弁護士)

よねざわ なおきさん
(大学の先生)

うれしい、寂しい、不安だ、悲しい……心の中にはたくさんのお気持ちがありますね。あなたの「気持ち」を言葉にして、「意見」として伝えられるよう一緒に考えたいと思います。相談を待っています。

みんなは友達に嫌なことを言われたときどうしますか？嫌な気持ちになることっていっぱいあるよね。そういうときは、誰かに相談するのでもいいですね。もし、周りの人に言いにくかったら、こことよに相談してみてもいいよ。一人じゃないよ。一緒に話そう。

新しく子どもの権利擁護委員になりました米津直希（よねざわなおき）です。みなさんの権利を守るために、少しでもお手伝いできたいなと思っています。よろしくお願ひします。

「こことよ」に相談する方法

こことよは、子どもたちの相談を受けてくれる場所です

お金はかかりません

フリーダイヤル 0120-797-931

＜相談受付メールアドレス＞
kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp

＜相談室の場所＞ 豊田産業文化センター4階

＜相談できる日＞
水・木・土曜日 午後1時～午後6時
金曜日 午後1時～午後8時

話してみよう

自分のことや家族のことなど、うまく話せなくても大丈夫です。
＊ひみつは守ります

解決

どうしたらいいかわかった。ほっとした。安心した。
＊困ったことがあったらまた相談してください。

いっしょに考える

あなたの気持ちや意見をきいて、一番良い方法をいっしょに考えます。

調べる・話し合う・支援する

・解決に向けて関係する人たちに協力をお願いできます。
・あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

＊あなたの命に危険があるときはほかの場所につなぐこともあります。

～とよた子どもの権利相談室だより～

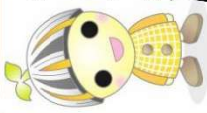


こことよ

こことよ43号 2025年10月 発行



みんなが住むまちのことをいっしょに考えてくれる人を募集しています！



豊田市では、よりよいまちにするために、こどもの意見を大切にしながらまちづくりを進めていきたいと考えています。そこで、こどもの意見をきき、一緒に考える「こども提案課」をつくりました！今年は残り2つのワークショップの開催を予定しています。

第2回案内 交流館で、みんなの「たいのしい」を考えよう！

日時 11月8日（土）
午後1時30分～午後4時
場所 青少年センター 交流室
対象 小学4年生～高校3年生

豊田市の交流館って、ぶっちゃけどう思う？
どんな事が出来たら、今よりもっと行きたく
なる？楽しく過ごせる？あなたの声を聞か
せて！

第3回案内 こんな公園があったらいいな！

日時 11月22日（土）
午後1時30分～午後4時30分
場所 市民公園管理事務所2階
対象 小学4年生～高校3年生

実際に公園を歩いて、理想の公園や遊具
についてかんがえるよ！
みんなのアイデアが未来の公園をつくる
かも！

気になった人は、ホームページで検索してね！

豊田市 こども提案課

検索



第1回は「給食」について話し合いました！
給食を残さず食べるためのメニューや、給食の時間
を楽しくする工夫など、自由にアイデアを出し合い
ました！



子どもの権利って、みんな知ってる？

権利学習が始まりました

豊田市では、小学5年生のみなさんに権利学習をしています。

権利学習では、「豊田市子ども条例」に書かれてい
る4つの権利をたしめながら、みなさんが自分ら
しく生きられるよう、一緒に考えます。
みなさんには、だれかからいじめられたり、暴力
をふるわれたり、悪口を言われたりしないよう、守ら
れる「権利」があります。また、安心できる場所があ
ること、そこで休んだり、遊んだり、勉強すること、
自分の考えを大人につたえ、それが大切にされること
も大切な「権利」です。



自分の権利が守られ、自分らしく生きるためにどん
なことができるか、一緒に考えましょう。

こんなときには相談してね

- ・ひとりだと感じる
- ・さびしい、かなしいとき
- ・気持ちを聞いて欲しい
- ・友だちとケンカした
- ・いじわるされた、
- ・してしまった
- ・誰かに相談したらいいか
- ・わかんない
- ・どうしたらいいか、
- ・わからない
- ・誰かに相談したらいいか
- ・わかんない
- ・親や先生と意見が
- ・合わない

『こんなこと話してもいいかな？』 うまく話せなくても大丈夫。相談員がゆっくりお話を聞いて
いくから安心してかけね。

とよた子どもの権利相談室『こことよ』

フリーダイヤル 0120-7977-931

<相談できる場所>

豊田市民文化センター4階

<相談できる日>

水・木・土曜日 午後1時～午後6時、金曜日 午後1時～午後8時

<相談受付メールアドレス>

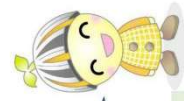
kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp



一人じゃないよ。
一緒に話そう

※必ずしもおははこことよのメールが受けられるように変更してください。

※あなたの命に危険があるときはほかの場所につなぐこともあります。



みんなは ことよに どんな相談してるの？

例えば

●友達や学校のこと

けんかした、嫌な事をされた、仲間にに入れてくれない、誘ってもらえない、恥ずかしくて話せない、先生と意見が合わない



●心身の悩み

不安がたくさんあって、イライラする、ダイエットしたいけど親がしなくていいという身長や体形のことをからかわれる、一人ぼっちだと感じる、さびしい



●家族のこと

勉強してるのに、もっと勉強しろって言われる、親の言うことを聞かないと叩かれる、自分の話を聞いてくれない、きょうだいとあつかいがちがう



こんなときには相談してね

『こんなこと話してもいいかな？』と心配しなくても、大丈夫。うまく話なくても相談員がゆっくりお話を聞いていくから安心して相談してね。

とよた子どもの権利相談室『ことよ』

フリーダイヤル 0120-797-931

＜相談できる場所＞ 豊田産業文化センター4 階

＜相談できる日＞ 水・木・土曜日 午後1時～午後6時

金曜日 午後1時～午後8時

＜相談受付メールアドレス＞ kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp

送信する場合は、このことよからのメールが受け取れるように設定してください。



一人じゃないよ一緒に話そう

*あなたの命に危険があるときはほかの場所につなぐこともあります。

～とよた子どもの権利相談室だより～

ことよ

ことよ44号 2026年2月 発行



大人たちも、「子どもの権利」について学んでいます！

豊田市では、子どもだけでなく、大人も「子どもの権利」について学べる機会をつくっています。地域の大人や学校の先生たちが「子どもの権利」について学んでいる様子を紹介します。

～「子どもの権利」について学んでいる様子を紹介します～

保護者や子どもと関わる地域の大人や先生が、

① 「子どもの権利」や「豊田市子ども条例」のこと

② 日頃の子どもとの関わり方や接し方のポイント

などを学びました！



【地域の大人たち】

【先生たち】

参加者の感想

保護者や先生など、もっとたくさんの方に学んでほしい。

これからは子どもの話をもっとゆっくりと聞き、見守りたい。

みんなで意見交換をすることで、子どもの権利について理解が深まった

～とよたこどものけんりそうだんしつだより～

こことよ

こことよ35号 2025年5月 はつこう



とよたでこどもたちのためになにするかまとめたほん

とよた はつこう わくわく プラン ができました

このなまえはこども
たちにきめてもらっ
たよ

にここにわくわくプランでは・・・

こどもたちのえがおがふれるまち とよた をめざします！

Q.こどもたちのえがおがふれるまちってどんなまち？

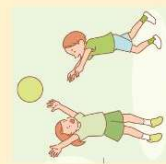
こどももおとなもみんなが、えがおで過ごすことができる「みんなにやさしいまち」のことだよ！



にここにわくわくプランでは3つのことにちからをいれます！



① こどものいけんをまわりに
もってしてもらいます。



② こどもがじぶんのいばしよを
みつけれられるようにします。



③ おとうさん・おかあさんが
こそだてにかんするもうしこみが
かんたんになれるようにします。

そうだんいんからのおしらせ

こどものけんりよりごいいんをしようかいたします

みんなのけんりをまもるために、なやみやそうだんをいっしょにかんがえてくれるせん
もんのひとつです。



わたなべ さちこさん



やまたに なつこさん



よねづ なおきさん

うれしい、さびしい、ふあ
んだ、かなしい...こころの
なかにはたくさんさんのきもち
がありますね。あなたのき
もちをことばにして、いけ
んとしてつたえることがで
きるように、おてつだいし
たいとおもいます。そうだ
んをまっています。

みんなは、とまだにいやな
ことをいわれたときどうし
ますか？いやなきもちにな
ることっていっぱいあるよ
ね。
そういうときは、だれかにそ
うだんするのいいですね。
もし、まわりの人いいにく
かったら、ことよにそうだ
んしてみてね。

あたらしく こどものけ
んりようごいいんにな
りました、よねづなおき
です。
つらいこと、こまってい
ることなど、いつでもそ
うだんしてください。
よろしくおねがいしま
す。



ひとりじゃない
よ。いっしょに
ばなそう。

『こんなことはなしてもいいのかな？』 うまくはなせなく
てもだいじょうぶ。そうだんいんがゆっくりおはなしをきい
ていくから、あんしんしてかけてきてね。



こんなときはでんわしてね

ことよは、こどものそうだんをうけてくれるところです

●でんわばんごう なく な きゅうさい
0120-797-931
(おかねはかかりません)

●そうだんできるひ

* すい・もく・ど ごご1～6じ
* きんようび ごご1～8じ

●メールでもそうだんできるよ

kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp



どもだちど
けんかしだ！
いっしょする

どうしたらいい
かわからない
たずねて



～とよたこどものけんりそうだんしつだより～

こことよ

こことよ36ごう 2025年10月 はつごう

がっこうのきゅうしよくについてはなしあいました♪

とよたしは、まちをよくするために、こどものこえをだいにしながままちづくりをすすめています。4ねんせいからこうせいまでのおにいさんとおねえさんたちが、とよたしのきゅうしよくについて、はなしあいをしました！

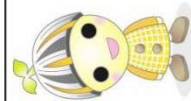


Q、なにについてはなしたの？

「こんなきゅうしよくあったらいいな」というきもちをみんなではなしあって、はつぴょうしたよ



むかしからいままでの、とよたしのきゅうしよくのみほんや、たべまらくんも来てくれたよ！



ほかにも、こんなことについてかんがえていくよ！

- ・こうりゅうかんで、みんなの「たのしい」をかんがえよう！
- ・こんな「こうえん」があったらいいな！

子どものけんりって、みんなしってる？

けんりがくしゅうがはじまります

とよたしでは、しょうがく5ねんせいのみんなにけんりがくしゅうをしています。

けんりがくしゅうでは、こどもの「けんり」について、みなさんにしようかいします。とよたしには「とよたし子どもじょういれい」があります。このじょういれいには、みなさんがもっている4つの「けんり」がかいてあります。

みなさんには、だれかからいじめられたり、たたかれたり、わるぐちをいわれたりしないように、まもらえる「けんり」があります。あんしんできるところでやすんだり、ともだちとあそんだり、べんきょうをすることなどいじな「けんり」です。

みなさんがもっている「けんり」がどんなものかをして、「けんり」がまもられているか、ぜひたしかめてください。みなさんがあんしんして、がっこうやおうちですごせるように、いっしょにがんばりましょう。

このおてがみをみて、「そうだんしたいな」「おはなしたいな」とおもった人は、このこことよだよりにのっているところにれんらくしてね。

こんなときにそうだんできるよ

はなすひとが
いいなくて
さみしいな

どうしたら
いいかわからない
たすけて

どんなことでもいいよ、
おはなしをきかせてね。
あなたといっしょに
かんがえるよ。

「やめて」と
いえない
こまってる

ともだちと
けんがした。
どうしよう

でんわばんごう **0120-797-931** きゆうさい **おかねはかりません**

●そうだんできるひ *すい・もく・ど ご1～6じ

●きんようび *きんようび ご1～8じ

●メールでもそうだんできるよ kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp



～とよたこどものけんりそうだんしつだより～

ことよ

ことよ37ごう 2026年2月 はっこう

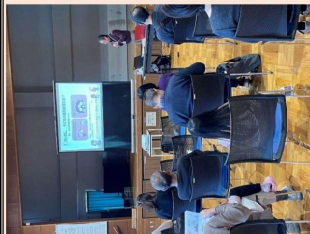
おとなたちも、「こどものけんり」についてまなんでいます！

とよたしでは、こどもだけでなく、おとなも「こどものけんり」について、まなべるきかいをつくっています。ちいきのおとなや、せんせいたちも「こどものけんり」についてまなんでいるよ♪

～「こどものけんり」についてまなんでいるようすをしょうかいします～

- ・「こどものけんり」のこと
- ・ふだんのこどもとのかかわり方のポイント

などをまなびました！



【ちいきのおとなたち】



【せんせいたち】

さんかしたひとのかんそう

ほごしやや、せんせいなど、もっとたくさんの方にきいてほしい。

こどものはなしをもっとゆっくりきき、みまもってきたいとおもいました。

みんなでいけんこうかんとすること、よくわかった。

みんなは ことよに どんなそうだんしてるの？

- ともだちのこと ●学校のこと
 - 親や兄弟姉妹のこと
 - 気持ちのこと
- (いやだな、ちやもやす、かなしいなど)

いろんなそうだんがあるよ。

こまっとなと思うことは、みんな違うんだね。

こんなときにそうだんできるよ

はなすひとがいなくて
さみしいな

どんなことでもいいよ、おはなしをきかせてね。
あなたといいしよに
かんがえるよ。

どうしたらいいかわからない
たすけて

「やめて」といえない
こまってる

ともだちとけんかした。
どうしよう

でんわばんごう 0120-797-931 なくな きゅうさい おかねはかかります

●そうだんできるひ *すい・もく・ど ごご1～6じ
*きんようび ごご1～8じ

●メールでもそうだんできるよ kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp

（２）こども・若者政策課事業への協力

豊田市こども・若者政策課が行う豊田市子ども条例や子どもの権利の啓発に関する事業に、様々な形で協力をしています。

ア 「権利学習プログラム」への参加

権利学習プログラムは、豊田市子ども条例と子どもの権利について子どもたちが学習するためのプログラムです。

とよた子どもの権利相談室は、豊田市子ども条例や子どもの権利について理解を深めてもらうことを目的に、小中学校の権利学習プログラムの授業に参加をしてきました。



2010 年度に 5 分程度で相談室の紹介をすることから始まったプログラムへの参加は、少しずつ講義形式や紙芝居等で 1 コマを受けもつことが増え、2017 年度後半からは各学年で行う子どもの権利擁護委員の授業内容を統一しました。

相談室からの参加を希望する学校も年々増加してきました。

2019 年度から子ども条例の正しい理解を深め、権利学習プログラムの効果を高めることを目的に「中学校での子どもの権利啓発事業」が始まりました。2020 年度はコロナで中止となりましたが、2022 年度までの 4 年間ですべての中学校を対象に、教員向け事前研修、全校講演、権利学習授業を実施しました。



（教員向け事前研修）



（放送室から全校生徒に向けた講演の様子）

2023 年度からは教育委員会の「子どもの命を守るハートサポートプログラム」の 1 つとして位置づけられた権利学習プログラムは、全小中学校必修のものとなりました。6 年間で全小学 5 年生児童と全小・中・特別支援学校教職員の対面研修を実施し、対面ではない年も擁護委員の作成動画で実施します。

また、授業を受けた生徒から、「子どもの権利について、もっと大人も知ってほしい」との声を受け、保護者・地域向け研修を中学校区ごとに実施する計画とし、その事業に全面協力をします。今年度は、梅坪台・竜神・末野原・下山・旭の中学校区内の 11 小学校、5 中学校と 5 交流館で実施しました。

<教職員向け対面研修>

日程・学校名	日程・学校名	日程・学校名
6/19 花山小	7/24 寿恵野小	8/20 巴ヶ丘小・竹村小
6/26 大林小	7/25 山之手小	8/21 土橋小・大沼小
7/10 敷島小	7/28 梅坪小	8/22 小渡小・旭中 (合同)
7/18 末野原中	8/6 梅坪台中	9/8 下山中
7/23 竜神中		

<小学 5 年生対面授業>

実施日・学校名	クラス数	児童数	実施日・学校名	クラス数	児童数
6/27 花山小	1	14	11/19 竹村小	4	115
9/11 小渡小	1	6	12/1 寿恵野小	3	103
9/24 巴ヶ丘小	1	8	12/3 梅坪小	3	98
10/1 敷島小	1	7	12/5 土橋小	2	47
10/10 山之手小	4	120	12/10 大沼小	1	12
11/14 大林小	3	88			

<保護者・地域向け研修>

9/20 (土) 竜神交流館 渡邊擁護委員 20名	11/8 (土) 梅坪台交流館 石井専門員 9名	12/13 (土) 旭交流館 石井専門員 7名	1/24 (土) 下山交流館 渡邊擁護委員 7名	2/14 (土) 末野原交流館 渡邊擁護委員 8名
------------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------

2025 年度は、計画に基づき実施した梅坪台・竜神・末野原・下山・旭の中学校区内にある小学校の小学 5 年生（11 校 24 クラス）と、実施を希望した小学 1 年、3 年、5 年、中学 2 年、3 年（計 8 校 34 クラス）の権利学習に参加することができました。たくさん子どもたちに直接会うことができ、また、参加した学校の先生方にも、豊田市子ども条例や相談室について理解していただく機会となりました。さらに、小学 3 年生、5 年生の権利学習後には、タブレットを使って回答できる振り返りシート（アンケート）を実施しました。授業の感想の他に、自由記述欄にて、質問や相談のあった児童には、手紙で返信をしました。加えて、こことよレターも配布し、手紙が送られてきた児童・生徒には返信をしました。返信した数は、3 年生 6 名、5 年生 37 名、中学 2 年生 2 名、3 年生 1 名です。



小学 1 年生では、授業の後半で豊田市子ども条例という約束があることや、困った時には相談をすることを中心に、相談員から話をしました。安心して話ができるところがあることを伝え、実際に電話をかける練習なども行いました。



小学 3 年生では、パワーポイントなどを使って、条例や権利について説明をしました。子どもたちにとって難しく感じる言葉も、日常の出来事と絡めて考えることで身近なものに感じられるよう工夫をしました。



（小学 3 年生の授業の様子）

小学5年生では、豊田市子ども条例の子どもにとって大切な4つの権利について身近な出来事を交えて説明した後、それぞれに守られていると思う項目にシールを貼るというワークショップ形式で行いました。自分たちの権利について、より具体的に考える機会になることを目指しました。



(小学5年生の授業の様子)

<2025 年度 権利学習への参加実績>

学校名	学年(クラス数)	相談室参加者
花山小	5 年生 (1 クラス)	米津擁護委員
小渡小	5 年生 (1 クラス)	渡邊擁護委員
巴ヶ丘小	5 年生 (1 クラス)	米津擁護委員
敷島小	5 年生 (1 クラス)	山谷擁護委員
山之手小	5 年生 (4 クラス)	渡邊擁護委員、米津擁護委員
大林小	5 年生 (3 クラス)	渡邊擁護委員、山谷擁護委員
竹村小	5 年生 (4 クラス)	渡邊擁護委員、山谷擁護委員
寿恵野小	5 年生 (3 クラス)	渡邊擁護委員、山谷擁護委員
梅坪小	5 年生 (3 クラス)	渡邊擁護委員、山谷擁護委員
土橋小	5 年生 (2 クラス)	米津擁護委員
大沼小	5 年生 (1 クラス)	山谷擁護委員
根川小	1 年生 (2 クラス)	相談員 2 名
小清水小	1 年生 (4 クラス)	相談員 2 名
加納小	1 年生 (1 クラス)	相談員 1 名
	3 年生 (2 クラス)	相談員 2 名
	5 年生 (2 クラス)	山谷擁護委員
青木小	1 年生 (4 クラス)	相談員 2 名
	5 年生 (4 クラス)	渡邊擁護委員、山谷擁護委員
飯野小	1 年生 (1 クラス)	相談員 1 名
	3 年生 (1 クラス)	相談員 1 名

石畳小	1 年生（1 クラス）	相談員 1 名
	3 年生（1 クラス）	相談員 1 名
	5 年生（1 クラス）	渡邊擁護委員
藤岡中	2 年生（3 クラス）	渡邊擁護委員、山谷擁護委員
高橋中	3 年生（7 クラス）	渡邊擁護委員、山谷擁護委員、米津擁護委員

子どもの権利学習プログラム（対面研修・対面授業実施校）計画 2023～2028 年度

年度	中学校教職員 （60 分） 全職員対象： 授業後、 夏休み等に実施	保護者・ 地域 （90 分）	小学校教職員 （60 分） 全職員対象： 授業後、夏休み等に実施	小学 5 年生児童 （45 分） 教職員研修、ひまわり 小 5 版実施後に実施
2023	崇化館 朝日丘 豊南 藤岡	左記 中学校 ブロック ごと	拳母・元城・朝日 童子山・根川・衣丘 前山・平和 飯野・石畳・御作	拳母・元城・朝日 童子山・根川・衣丘 前山・平和 飯野・石畳・御作
2024	高橋 美里 益富 藤岡南	左記 中学校 ブロック ごと	寺部・平井・矢並・市木 野見・東山・広川台 古瀬間・五ヶ丘・五ヶ丘東 中山	寺部・平井・矢並・市木 野見・東山・広川台 古瀬間・五ヶ丘・五ヶ丘東 中山
2025	梅坪台 竜神 末野原 下山 旭	左記 中学校 ブロック ごと	梅坪 山之手・竹村・土橋 寿恵野・大林 花山・大沼・巴ヶ丘 小渡・敷島	梅坪 山之手・竹村・土橋 寿恵野・大林 花山・大沼・巴ヶ丘 小渡・敷島
2026	逢妻 上郷 高岡 前林 若園	左記 中学校 ブロック ごと	小清水・美山 高嶺・畝部 若林東・若林西 堤・駒場 若園 萩野・明和・新盛・大蔵 御蔵	小清水・美山 高嶺・畝部 若林東・若林西 堤・駒場 若園 萩野・明和・新盛・大蔵 御蔵
2027	保見 猿投 猿投台 井郷 足助	左記 中学校 ブロック ごと	大畑・伊保・東保見・西保見 加納 青木・西広瀬 四郷・井上 足助・冷田・追分・佐切・則定	大畑・伊保・東保見・西保見 加納 青木・西広瀬 四郷・井上 足助・冷田・追分・佐切・則定
2028	石野 松平 浄水 小原 稲武 豊田特支 （中学）	左記 中学校 ブロック ごと	東広瀬・中金・上鷹見 九久平・幸海・岩倉 滝脇・豊松 浄水・浄水北 道慈・本城・小原中部 稲武 豊田特支（小学）	東広瀬・中金・上鷹見 幸海・岩倉・九久平 滝脇・豊松 浄水・浄水北 道慈・本城・小原中部 稲武 豊田特支（学年は相談）

イ こどもの権利フォーラム

10月12日(日)、豊田市福祉センターにて「とよた子どもの権利フォーラム 2025」が開催されました。

2023年に開催された「子どもの権利条約フォーラム 2023 in とよた」に参加した方々の声を受け、その高まった機運を豊田で後もつなげていきたいという思いから、豊田版フォーラムとして昨年から開催されています。

こことよは、パネルコーナーにて展示を行いました。子どもたちが持っている権利について、興味を持って知ってもらえるよう工夫しました。



(3) 市民（大人）への広報・啓発活動

ア 擁護委員だより

先生や子どもに関わる方々への啓発活動として、市内の小・中学校・高校・特別支援学校・こども園・幼稚園の教職員・保育士、放課後児童クラブ支援員、人権擁護委員及び相談機関等に配布しました。（45,46 ページに掲載）

イ 掲載

毎月発行される広報とよたの相談窓口一覧、豊田市相談窓口一覧、豊田市くらしの便利帳に、子どもに関する相談機関として掲載されています。

ウ その他

(ア)講師派遣活動

日程	対象者	題目
		講師
8月5日	新規採用職員研修会	子どもの権利について考える 米津擁護委員
	公立こども園 新規採用職員 41名	
9月9日 18日	東山小学校SDGs授業	豊田市子ども条例と子どもの権利 相談員
	5年生児童 7名	

※豊田市の公立こども園では、幼稚園教諭と保育園保育士を併せて「保育師」という名称を使用しています。

(イ)ホームページ

擁護委員の紹介、相談室の説明やお知らせなどを掲載し、活動報告会などのトピックスはお知らせページに掲載し、随時、更新しています。また、相談室だよりのバックナンバーも見るができます。「とよた子どもの権利相談室」又は「こことよ」で検索してください。

(ウ)視察等

他市の機関等からの視察、依頼等を受け、概要説明や意見交換等を実施しました。

機 関 等	日程	人数
瀬戸市 健康福祉部 こども未来課	5/7	2名
愛知教育大学	7/12	57名
愛知教育大学	2/24	3名



田辺聖子
子どもの権利擁護委員だより



2023年に施行された子ども基本法は、子どもの権利に関する包括的な法律です。子どもの権利条約の4原則が基本理念として明記され、国・地方公共団体は子どもの権利を基盤としたことも施策を計画・実施することになります。豊田市長は他の子ども施策に関する計画として、「若者計画」を2025年度までの5年計画として策定しました。ユネスコ日本型 CFCI 実践自治体に承認されたことにより、世界的な基準で自己評価することもできるようになりました。ユネスコプロジェクトでは、子どもの意見表明・反映の仕組みがうまくつづけている実例に取組んでいます。子どもの権利重点プロジェクトは、「意見表明・表現」の保障はどのように作ることになっています。「アドボカシー」という言葉をよく聞きますが、「意見を聴かれる子どもの権利の保障はとも重要です。ピアアドボカシー（仲間）、「インフォアマルアドボカシー（家族・市民）、「フォアマルアドボカシー（専門機関）、「独立アドボカシー（意見表明支援員等）の4者が力を合わせて、子ども自身のセルフアドボカシーを支えていくことになりました。表明する機会の保障だけでなく、意見の尊重、フィードバック、実現できなければ理由の説明のすべての過程の支援が必要です。

このことよでは、子どもから相談を受けると子どもの思いや考え・意見を踏き・意見を踏き、「解決メー」を確認しながら、子どもが「友だちタイム」で方法、学校などに伝える。子どもに「どうしたいか」を聴くと、「早く解決して平和に暮らしたい」「友達と仲良くしたい」「仲良しグループになる」といって先生に自分と相手の言うことを聴いてもらいたいという。思った以上に「よききり伝えてくれることが多いです。子どもに関わる皆様に子どもの気持ち・考えを伝えながら共通の子どもたちの最善の利益を見出し、変えていくための対話を大切にしたいと考えています。

ことよでは、豊田市でも、若者政策課が行っている「権利学習プログラム」(以下、「権利学習」と言います)に参加している、小中学校の子どもたちや教職員の方に豊田市子ども条例や子どもの権利についてお話をしました。2023年度からは、6年間「豊田市の全小中学校を回り、小学5年生以上に向けて権限委員会から対面の権利学習を行っていた」ことになっています。これまで権利学習を続けてきたことにより、子どもたちの権利や豊田市子ども条例の存在やことよの存在を知ってもらうことができていると思います。しかし、大人は子どもの権利を知っているのだから子どもたちの権利を大事にしているのだろうか？という疑問が湧き上がり、大人にも子どもの権利を知ってもらいたいと思うようになりました。権利学習を受けた子どもたちからアンケートにも、「子どもたちの権利について、もっと大人にも知ってほしい」という声が多くあがってきたことから、大人に対する権利学習がますます重要だと感じようになり、そこで、2023年度より、保護者・地域向けに子どもたちの権利についての研修を行う事業がはじまり、権限委員会の研修を担当することになりました。研修を受けてくださった方のアンケートには、「子どもの権利について知らないことも多かったのですが、勉強になりました。」「自分自身を振り返るとともに、これから何ができてか考え、行動していきたい。」などと書かれていて、大変好評でした。子どもたちの権利を知ってもらうことは極めて大切なことであり、むしろ必須のことだと思っています。ことよとしては、これからも積極的に大人に対する子どもたちの権利の啓発をやっていきたいと考えています。保護者の方やPTAの方向けにも子どもの権利についての講演や研修を行っています。ぜひご連絡いただければと思います。

権限委員 山谷 奈津子 (弁護士)

昨年 10 月から擁護委員を務めています。普段は大学で教職課程の教育をしています。ここ数年は、子どもの権利に関する授業を憎やしています。自分自身の学習の必要性を感じているからですが、学生の人権感覚が気になっていることも理由のひとつです。「子どもの権利が大切な」はわかるが、甘くしたならめられてしまし、言うことを聞かなくなるものでは「昔、座っていない子が学級にいて先生がかかりきりになり、学習が進まなかった。それでもその子の学習権が優先されるのか、学生の感想にはこうした二面あることが書かれています。そこにもあります。

こうした意見を感じるのは、権利についての誤解と、権利行使の学習と訓練、経験の不十分さです。私自身の学生時代は「権利を行使するとはどのようなことなのか、生徒指導提要に書かれているから必要」とはいえなかった。しかし、今では「権利が認められるようになったから、生徒指導提要に書かれているから必要」となった。これは、権利は生まれながらに持っているものでも、もちろん、権利は主張によってはげづかせることもありますが、それにはお互いの権利を尊重しながらすり合わせる必要があります。権利は必要であるべきもので、これは十分に行使されているか否か、という点で考えます。

教職を目指す学生の多くに、目指す恩師の姿があります。そうした先生方の振る舞いを思い出し、子どもたちの権利を尊重していたことに気付く学生が多くなります。また、多くの先生方がそうした教師でありたいと思っていると思います。とはいえ、多忙が指摘される学校現場では難しい場面もあるかもしれません。お困りのことがあれば、一縷に考えていけたらと思います。

擁護委員 米津 直希
(岡山大学教員)

擁護委員 米津 直希
(南山大学教員)

啓発カード配布のお願い

日ごろは、子どもの権利相談室の活動に対して、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

小・中・高、特別支援学校児童生徒のみなどにカードを送付させていただきます。お手数ですが、配布をお願いします。

とよた子どもの権利相談室の愛称「ことよ」には、「子どもの心を豊かに」という意味が込められています。

豊田市の子どもたちに、子ども条例と子どもの権利相談室のことを少しでも知ってもらうために、リーフレット・カードを効果的に活用していただきたいと思います。どのような内容なのか、子どもと一緒に読みいただければと思います。

《配布する際に伝えてほしいこと》

- ・一人で悩まず、抱え込まずに、誰かに相談してほしいこと
- ・保護者や先生方はもちろん、とよた子どもの権利相談室「ことよ」にも相談できること
- ・秘密は守られること

擁護委員と相談室は、先生方とは、子どもにとっての「最善の利益」をともに考え、実現して行く類似しあえるパートナーでありたいと考えています。もちろん、保護者の方々、地域のみならず、当事者である子ども達とも、よい関係づくりをしていきます。

子ども達のため、お忙しいなか恐れ入りますが、ご協力をお願いします。

豊田市子どもの権利擁護委員

渡邊	佐知子
山谷	奈津子
米津	直希

『ことよ』です。

先生方からの
相談もどうぞ



キエウサイさん・キエウサイくん
とよたさんどもの権利相談室
メンバーはヤクター

とよた子どもの権利相談室

T 471-0034

豊田市小坂本町1-25

澤田産業文化センター4

0565-33-9317

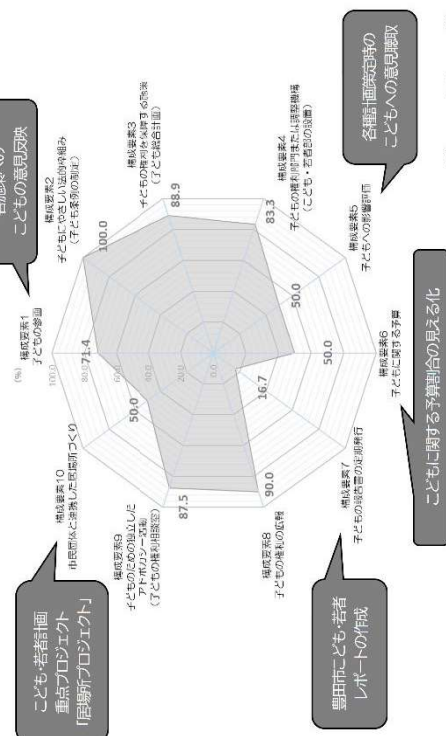
「子どもにやさしいまち」実現を目指して

「ユニセフ日本型 CFCI 実践自治体」に承認

- 子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)とは
・「子どもの権利条約」に明記されている、子どもの権利の実現に積極的に関与し、子どもにやさしいまちづくりを推進すること。1996 年から世界各国で取り組まれています。
・2024 年 12 月時点で約 40 か国、3,000 以上の自治体(又はコミュニティ)で展開されています。日本では、2025 年 1 月に豊田市の 6 番目、中部地方初の実践自治体に承認されました。
- 実践自治体は、何をしますの？
・ユニセフの基準に基づき、子どもに関する取組について、できている・できていないことを見える化し、できていないことは特に力を入れて取り組み、いそいでいるところはさらに高い目標を立てて取り組みたいです。
・子どもに関する分野は、保健、地域コミュニティ、就労、司法、教育、遊び、レクリエーション、スポーツ、交通機関、環境、健康、公衆衛生、都市計画、公共事業、防災など広範囲にわたっています。
- チェックリスト①～⑨はすべての自治体に共通、⑩は豊田市が独自に設定

① 子どもの参画 自分たちに影響を及ぼす問題への、子どもたちの積極的参画を推進すること。意思決定プロセスで子どもたちの意見を耳を傾け、それを考慮に入れること	⑥ 子どもに関する予算 子どもたちの十分な資源配分と予算分析を確保すること
② 子どもにやさしい法制度の整備 すべての子どもの人権を一貫して促進・保護する条例、規則の枠組み及び手続を確保すること	⑦ 子どもへの権利の透明性 子どもたち及び子どもの権利の状況に関する十分なモニタリングとデータ収集を確保すること
③ 子どもへの権利を保護する施策 子どもにやさしいまちづくりのための詳細かつ包括的な戦略がない項目を、条例に基づいて特定すること	⑧ 子どもへの権利の広報 大人及び子どもたちの間で子どもたちの人権に関する認識が定着するようにすること
④ 子どもへの権利の権利 子どもにやさしいまちづくりのための恒久的な子どもの視点が優先的に考慮されるようにするための恒久的な体制を自治体の中で実施すること	⑨ 子どもへの権利の権利 子どもにやさしいまちづくりのための恒久的な子どもの視点が優先的に考慮されるようにするための恒久的な体制を自治体の中で実施すること
⑤ 子どもへの権利の権利 条例・規則・政策・実務が子どもたちに与える影響を、事前に、実施中及び実施後に評価するためのプロセスを確保すること	⑩ 市民団体等と連携した啓発所づくり

◆参考 自己評価と今後の取組(令和 6 年 8 月末時点)



「豊田にこにこわくわくプラン」策定

- 豊田にこにこわくわくプランとは
・子ども条例で定める「子ども総合計画」に位置づけられ、CFCIの取組と関連した子どもにやさしいまちを実現します。
・計画期間は、2025 年度～2029 年度の 5 年間
・対象は、妊婦期を含めた 0 歳から満 20 歳までの子ども・若者とその家庭。施策の内容により、30 歳代までの若者も含まれます。
- 重点プロジェクト「子どもの権利プロジェクト」

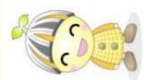
【子どもの意見表明・反映プロセス】



③ 地域資源を活用した子どもの支援体制の充実

- ・虐待やいじめ、不登校など、権利が侵害されている子どもに対して、公的な支援・相談機関だけでなく、市民団体やボランティア等の地域資源を把握します。
- ・包括的に連携するネットワークをつくることで、困難を抱える子どもや子育て家庭を適切な支援につなげ、ヤングケアラーや貧困など、子どもの権利侵害に迅速に対応できるようにします。

「子ども・若者計画」は、子ども基本法や子ども大綱に基づき、「子どもまなび社会」の実現を目指しています。
子ども施策の基本となる方針は、子どもの意見を聴いて、その声をまなびに置いて、お話ししながら子どもに社会をつくることです。
皆様方は、日頃の活動の中で、子どもをよく観察し、発達の状態に応じて、子どもの思い・考え・意見を聴いておられると思います。学校の校則やルールなど、子どもに影響を及ぼすことについては、子どもの意見形成を支えるとともに、出された意見を尊重し、正當に考慮する必要があります。子どもにとって一番よいことは何かを一緒に考え、結論に至る考え方を説明し、対話する過程を大切にすることができるよう、ともに努めていきたいと思っています。



「子ども」は学校の教職員のみならずから相談にも応じています

「子どもの尊厳が傷つけられているかも？」
「これって子どもの権利侵害じゃないの？」
学校の先生は、子どもからの相談にいちばん接する機会が多いことと知ります。判断に迷うような場合や、おひとりでの対応が難しいような場合も少なくないのでは
ないでしょうか。そのような場合には、子どもの権利擁護機関をぜひご利用ください。

ご意見、ご質問、ご相談をよめた子どもの権利相談室に是非お寄せください。

6 研究・研修・会議

(1) 研究

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2025 三芳町

(ア) シンポジウム

擁護委員 1 名と相談員 1 名が参加しました。

日時：2026 年 2 月 7 日（土）13：00～16：45

8 日（日）10：00～16：50

会場：埼玉県三芳町 三芳町文化会館、三芳町役場、三芳町総合体育館

主催：「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2025 三芳町実行委員会／三芳町

内容：テーマ「地方自治から広げる子どもの権利」

～子どもと創る、子どもにやさしいまちづくり～

<全体会>

①基調講演

「地方自治から広げる子どもの権利」

野村 武司（東京経済大学 現代法学部長・教授）

②開催自治体報告 埼玉県三芳町 三芳町長 林 伊佐雄 氏

③子ども参加の活動報告

- ・マレーシア中学生海外派遣事業
- ・オーストラリア親善大使海外派遣事業
- ・戦後 80 年三芳町中学生平和記念式典派遣事業
- ・子どもまちづくり事業補助金（防災キャンプ）

④自治体報告

- ・埼玉県和光市 平川 京子 氏（子どもあんしん部 部長）
- ・東京都杉並区 松下 美穂子 氏（子ども家庭部
子ども政策担当課長）
- ・東京都武蔵野市 勝又 隆二 氏（子ども家庭部長）

⑤パネルディスカッション

<分科会：子どもの相談・救済>

①（基調報告）「子どもの権利救済機関の機能と役割」

間宮 静香 氏（弁護士）

②「発意事例の報告」

成瀬 大輔 氏（前・国立市総合オンブズマン）

③「提言事例の報告」

曾我 智史 氏

（兵庫県尼崎市子どものための権利擁護委員会 委員長）

- ④「子どもの権利救済機関の普及・促進のために追及する課題」
横井 真 氏
(公益社団法人 子どもの情報研究センター研究員)
- ⑤パネルディスカッション
「子どもの権利救済機関における制度改善の意義」

(イ) 子どもの相談・救済に関する関係者会議（非公開）

擁護委員 1 名と相談員 1 名が参加しました。

日時：2026 年 2 月 6 日（金）13：30～18：40

会場：三芳町総合体育館研修室

(2) 研修

ア 市役所内研修

- ①相談員 1 名が参加しました。

内容：よりそい支援課 重層的支援会議定例会

日時：2025 年 4 月 18 日（金）13：15～ 第 1 回全体会
2025 年 6 月 27 日（金）13：30～ 第 1 回支援円滑化
2025 年 9 月 26 日（金）13：30～ 第 2 回支援円滑化
2025 年 11 月 13 日（木）13：30～ 第 3 回支援円滑化

- ②各回、相談員 1～2 名が参加しました

内容：よりそい支援課 重層的支援推進研修

日時：2025 年 6 月 9 日（月）13：30～ 支援会議研修（2 名参加）
2025 年 7 月 7 日（月）14：00～ 重層実践研修（1 名参加）
2026 年 2 月 12 日（木）13：30～

ワークショップ（1 名参加）

- ③各回、相談員 1 名が参加しました

内容：よりそい支援課 福祉支援担当専門フェローによる勉強会

講師：川端 伸子 氏（権利擁護支援プロジェクトともす 代表理事）

日時：2025 年 6 月 24 日（火）14：00～
2025 年 9 月 30 日（火）14：00～
2026 年 1 月 20 日（火）14：00～

イ パルクとよた公開セミナー

各回、相談員 1 名が参加しました。

- ①内容：不登校対応について

講師：中西 和紀 氏（カウンセリングオフィスみかわ 公認心理士、
臨床心理士）

日時：2025 年 6 月 27 日（金）18：30～

- ②内容：自殺予防教育について

講師：大山 卓 氏（中京大学 教授）

日時：2025 年 8 月 2 日（土）10：00～

③内容：特別支援教育について

講師：斎藤 啓子 氏（豊田市こども発達センター 作業療法士）

日時：2025 年 9 月 26 日（金）18：30～

④内容：いじめ問題について

講師：鈴木 庸裕 氏（日本福祉大学 教授）

日時：2025 年 10 月 31 日（金）18：30～

ウ 外部研修

（ア）豊田市教育委員会初任者研修

各回、相談員 1～2 名が参加しました。

①内容：パルクとよたについて（2 名参加）

日時：2025 年 5 月 28 日（水）13：15～

②内容：発達障がいのある児童生徒への対応、不登校対応（2 名参加）

日時：2025 年 6 月 25 日（水）9：00～

③内容：いじめ対応（1 名参加）

日時：2025 年 7 月 23 日（水）11：10～

④内容：人権教育（児童生徒虐待への対応）（1 名参加）

日時：2026 年 1 月 21 日（水）13：15～

（イ）CAPNA 研修

相談員 1 名が参加しました。

内容：支援の入りにくい子どもと家族への支援を学ぶ

日時：2025 年 5 月 23 日（金）10：00～

2025 年 7 月 25 日（金）10：00～

2025 年 9 月 26 日（金）10：00～

2025 年 11 月 28 日（金）10：00～

2026 年 3 月 13 日（金）10：00～

（ウ）名古屋市子どもの権利相談室新人研修

各回、相談員 1 名が参加しました。

講師：川口 洋誉 氏（名古屋市子どもの権利擁護委員）

北川 喜郎 氏（ ” ）

吉住 隆弘 氏（ ” ）

日時：2025 年 11 月 7 日（金）15：30～

2025 年 11 月 13 日（木）13：30～

2025 年 11 月 21 日（金）16：00～

エ 相談室内研修

SV 研修

日時：毎週金曜日 13：00～

講師：早川スーパーバイザー

(3) 会議

ア 擁護委員会議（子ども規則第 6 条）

必要があるときに代表擁護委員が招集し開催します。

	日 程	主 な 議 題
第 1 回	5 月 13 日(火)	相談員体制について
第 2 回	10 月 1 日 (水)	相談員体制について
第 3 回	1 月 22 日(木)	次年度の組織体制、事務改善について
—	6 月 17 日(火)	市長への 2024 年度活動報告会
—	7 月 31 日(火)	・ 豊田加茂児童・障害者相談センター ・ パルクとよた との意見交換会
—	8 月 19 日(火)	・ こども家庭センター ・ 教育委員会 との意見交換会



2025.6.17 太田市長へ 2024 年度の活動



イ ケース検討会議（原則毎週火曜日）

擁護委員と相談員全員で意見交換をしながら、個々の案件について具体的な対応を検討します。

ウ 担当者会議（随時）

ケースの担当擁護委員と担当相談員が必要な時に話し合います。

エ 相談員会議（原則毎週金曜日）

相談員全員で、案件に関する対応や相談室の運営について話し合います。

（４）外部委員等

ア 豊田市いじめ防止対策委員会

各回、渡邊擁護委員が参加しました。

＜第１回＞

日時：2025年５月16日（金）14：30～15：30

＜第２回＞

日時：2025年10月8日（水）14：30～15：30

＜第３回＞

日時：2026年２月20日（金）14：30～15：30

イ 豊田市要保護児童・DV対策協議会

米津擁護委員（代理出席）

日時：2025年７月2日（水）13：30～14：30

ウ 子どもにやさしいまちづくり推進会議

渡邊擁護委員が参加しました。

＜第１回＞

日時：2025年８月8日（金）14：00～16：00

エ 豊田市こども・若者支援地域協議会

室長代理が参加しました。

＜代表者会議＞

日時：2025年７月2日（水）15：00～16：15

オ 「(仮称)豊田市いじめ防止条例」制定委員会

山谷擁護委員が参加しました。

＜第２回＞ 日時：2025年５月20日（火）10：30～12：00

＜第３回＞ 日時：2025年８月8日（金）10：30～12：00

＜第４回＞ 日時：2025年11月5日（水）15：00～16：15

7 擁護委員からのメッセージ

市民全員で取り組むいじめ防止 ～「豊田市いじめの防止等に関する条例」施行にあたって～

豊田市子どもの権利擁護委員 渡邊 佐知子

1 はじめに

豊田市では、いじめを防止することにより、全ての子どもが安心して生活し、健やかに学び育つことができる社会の実現を目指して、2026年4月に「豊田市いじめの防止等に関する条例（以下「条例」という）」を施行しました。

本条例では、いじめ防止等（いじめの防止・早期発見・対処）の取組に関する基本理念を定め、市、学校・教職員、保護者、子ども、地域住民、事業者の責務又は役割を明らかにしています。取組の基本となる事項を定めることにより、市全体でいじめ防止活動を積極的に進めることとしています。

このことよは、これまでいじめ防止について、①個別救済（相談、情報収集、助言・支援）、②救済申し立て、発意に基づく調査・調整、③制度改善（勧告・要請）、④普及啓発に取り組んできました。

本報告では、条例制定の背景と市の取組み、市全体で進めていくいじめ防止対応の基本やいじめ予防教育について概観してみたいと思います。

2 全国におけるいじめの状況

2024年度の全国の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は約76万9千件（前年度比5%増）で過去最多となっています。いじめにより生命・心身・財産に重大な被害が生じたり、相当期間欠席を余儀なくされている「重大事態」の発生件数も1,404件（前年度比7.5%増）で過去最多となりました。

文部科学省では増加の背景として、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）におけるいじめの定義や積極的な認知に対する理解が広がったこと、アンケートや教育相談の充実等による見取りの精緻化、ネット上のいじめの認知が進んだことによるものとしています。また、重大事態の増加については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「重大事態ガイドライン」という）の改訂による積極的な認定、保護者の意向を尊重した対応がなされたためとしています。

一方で、早期発見・早期対応の課題、教員が一人で抱え込むなど組織的対応への課題も指摘されています。重大事態のうちの35%は、いじめとして認知されていなかったということです。いじめの態様別では、小・中学校・特別支援学校では「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が多くなっています。高等学校では「冷やかしかからかい…」、「仲間はずれ、集団による無視をされる」が多くなっています。全

体では「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる」といった『ネットいじめ』が引き続き増加傾向にあります。

3 豊田市におけるいじめ防止対策

(1) いじめの状況

2024年度の豊田市内の小学校(75校)、中学校(28校)におけるいじめの認知件数は1,163件で前年度より327件(△21.9%)減少しています。このうち小学校は△18%、中学校では△33%と大きく減少しており、この結果をどう見るかは分析が必要です。

国においても認知件数が多いことは、むしろ教職員の目が行き届いているためと評価しており、いじめの定義に基づいて、正確に組織として認知し、早期から対応することが大切としています。

態様別では、小学校が①「冷やかしかからかい…」45%、②「軽くぶつかられたり…」25%、③「仲間外れ…」10%となっており、中学校では①「冷やかしかからかい…」57%、②「軽くぶつかられたり…」14%、③「仲間外れ…」9%で、全国とほぼ同じ傾向となっています。

(2) これまでのいじめ防止等の取組み

豊田市におけるいじめ防止対策は、法をはじめ「いじめの防止等のための基本方針」(以下「国基本方針」)、「重大事態ガイドライン」等に基づいて行われています。

子ども条例では、①『安心して生きる権利』として、「いじめなどあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること」(同条例第5条第8号)、②学校など『育ち学ぶ施設』では、「子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければならない」こと(同条例第10条第1項)、「いじめを防止するとともに、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備し」、「いじめが発生した時は関係する子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて対応しなければならない」こと(同条例同条第5項)、「いじめなどの暴力を許してはならない」(同条例同条第7項)と定めています。

また、法第12条等に基づき、「豊田市いじめ防止基本方針」(以下「市基本方針」という)を定め、いじめ防止対策を総合的に推進しています。

各学校では法第13条に基づき、実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という)の策定が義務付けられており、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民に周知を図っています。

教育委員会では、いじめの未然防止から早期発見、具体的な対応について分かりやすくまとめた「いじめ対応マニュアル」(以下「対応マニュアル」)、「ネットいじめ対応マニュアル」(以下「ネット対応マニュアル」)を作成し、学校において法や国・市基本方針に基づく迅速・的確な対応がとれるよう支援しています。

（３）条例制定の背景

いじめの定義は、法第２条第１項において、①一定の人的関係にある子ども同士、②心理的・物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）、③行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものとされています。①については、学校の内外を問わず塾、スポーツクラブ、放課後児童クラブのほか、公園での交友関係、オンラインゲームのメンバーといった子どもが関わるグループなど何らかの関係があれば、子どもが在籍する学校がいじめ対応を行う仕組みとなっています。

法第２３条第１項では、学校の教職員をはじめ地方公共団体の職員、児童等から相談に応じる者や保護者が、子どもからいじめの相談を受けた場合は、子どもが在籍する学校への通報その他の適切な措置をとると定めています。そして学校に対しては、いじめの確認と報告の義務を課しています。

しかしながら、こことよに寄せられる相談でも学校外で起きる通学班での行為について、いじめの認知が遅れてしまう事例や、教職員が事実を把握し、子どもに対する指導を行っているものの、いじめとして認知せず、いじめ対策委員会における共有や検討をしていない事例も見うけられます。

放課後児童クラブやスポーツクラブなど事業者が行う活動については、いじめ対応の実態が十分把握されていなかったり、事業者自身も適切な対応方法が分からず困っている場合もあるのではないかと推測しています。

いじめは、子ども条例で定める子どもにとって大切な４つの権利－「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」－を侵害するものであり、いじめ防止対策は地域社会全体で取り組むべき重要課題です。

社会の変化とともに子どもの生活も多様化し、子どもの活動は様々な場所において広範囲にわたっています。子どもの権利は、家庭や学校だけでなく、子どもが活動するあらゆる場所（オンライン空間も含む）において、守られる必要があります。

（４）条例に基づく主な取組み

①条例の基本理念

いじめ防止等の取組みは、どの子どももいじめに関わる可能性があることを踏まえ、全ての子どもが学校、地域等で安心して学び、様々な活動に取り組み、育つことができるよう、それぞれの立場で責務を果たし、役割を担い、市全体で積極的に行わなければならないとされています。

②市基本方針の改正

市民全員が条例の基本理念を共有できるよう、市、学校・教職員、保護者、子ども、地域住民、事業者の役割や責務を具体的に定める改正を行っています。

③「いじめ防止等に関する取組の計画」策定

いじめ防止等の施策を総合的に推進するための計画を新たに策定しました。今後毎年進捗管理を行ない実効性のあるものにしていくとともに、３年ごとに見直しを行ないます。

【新たな取組み】

ア 事業者向け研修の実施

放課後児童クラブ、とよた地域クラブ、地域スポーツクラブなど

イ いじめの防止等に関する資料の提供

事業者が活用できるよう、「いじめ対応マニュアル」「ネットいじめ対応マニュアル」を市ホームページに掲載

ウ 入学説明会等における周知（条例・学校基本方針）

4 いじめ防止対応の基本～「いじめ対応マニュアル」より～

（１）取組みの経緯

豊田市では、2021 年度に「いじめ対応マニュアル（ミニマム版）」を作成し、各学校に配布しています。本マニュアルでは、いじめが疑われる情報を把握した後の調査、方針決定、具体的な対応等の手順や留意点をわかりやすくまとめ、実践しやすい内容になっています。

2022 年度には、「ネットいじめ対応マニュアル」を作成し、SNS によるいじめの特徴や初期対応、代表的な事例の対応策を示しています。

さらに 2026 年度には、条例施行による取組みとして、対応マニュアルを市のホームページで公表しています。今後はこの内容を子どもや保護者に分かりやすく伝えていくことで、学校の取組みを知り安心して相談できるようになること、子どもの支援を行う事業者がこれをベースにマニュアルを作ることにより、子どもが過ごす様々な場所において、いじめ防止対策が進展する効果が期待できるのではないかと考えています。

ことよでは、2023 年度から豊田市が行う「子どもの権利学習プログラム」に協力して、6 年間かけて小学 5 年の全児童、小・中・特別支援学校の全教職員の対面研修を行うとともに、保護者や地域向け啓発研修を中学ブロックごとに対面方式で実施しています。保護者・地域向け研修ではいじめの事例を取り上げ、いじめの定義や対応方法などの予防教育について伝えたところ、「大変わかりやすかった」という声をいただいています。

以下の項目では、対応マニュアルに基づいて、いじめ対応の基本とともに、いじめの予防教育の重要性について述べてみたいと思います。

(2) いじめ対応の基本

●「いじめ」とは何か

いじめの定義は法第2条に基づき①～③のように定められています。①については学校の内外を問わず（通学班等を含む）、部活動、塾やスポーツクラブ、放課後児童クラブ、子どもが関わるグループなど、何らかの関係があれば、実施主体等と連携して、学校が対応する仕組みとなっています。

いじめにあたるかどうかは、行為を受けた子どもが心身の苦痛を感じていれば、行為の目的や意図、態様に関わらず、あくまでもいじめを受けた子どもの立場に立って、「いじめ」として認知する必要があります。

いじめの予防教育として、「いじめの定義」を子どもも大人も言えるようにしておけば、その行為がいじめにあたるかどうか、気づくきっかけになると思います。

子どもも大人も定義を
言えるようにしておく

「いじめ」の定義

条例 第2条第1項

①その子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う

➢学校の内外を問わず、塾・スポーツクラブなど子どもが関わる仲間・グループを含む

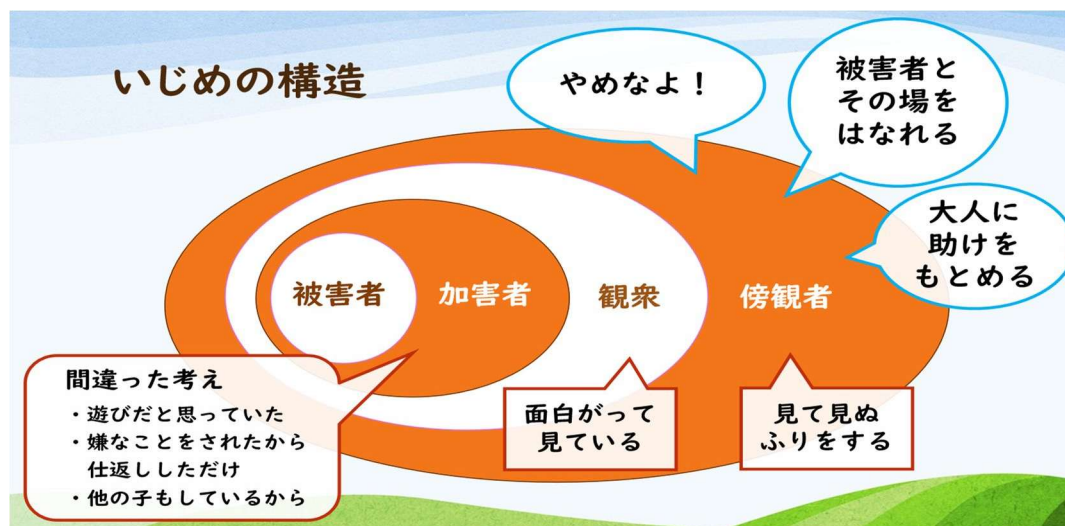
②心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）

③行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの

➢いじめられた子どもの立場に立って判断します

●いじめの構造

ほとんどのいじめは、「加害者」と「被害者」だけでなく、面白がっている「観衆」や、見て見ぬふりをしている「傍観者」が存在しており、これをいじめの「4層構造」と言います。



いじめの加害者は、誰かを傷つけていても、「遊びだ」「嫌なことをされたから、仕返しただけ」「他の子もしているから」という『間違った考え』を持っているといわれています。周りで見ている「傍観者」は、何も行動しないことが多いのですが、実際はいじめを不愉快に思っている子もいます。いじめは「被害者と「加害者」だけでなく、集団全体の問題と捉える必要があります。

予防教育として、子ども自身がいじめの構造を学び、いじめを見た時に－①「やめ

て」という、②被害者とその場をはなれる、③周りの大人に助けを求める。あらかじめ相談できそうな人を3人ぐらい考えておくーなど、とるべき行動を知っておけば、いじめの深刻化を防ぐことができるといわれています。

●何の権利が守られていないか

子ども条例では、第5条から第8条において、子どもの権利を4つに分類し、その下に全部で31項目の具体的な権利を定めています。

いじめは、子どもにとって大切な4つの権利が守られていない重大な権利侵害です。行為を受けた相手が心身の苦痛を感じているか、すなわち「いじめ」に気づくために、予防教育において、様々な場面を想定しながら何の権利が守られてないかを子どもと一緒に考えてみることは、とても有効な方法だと思います。

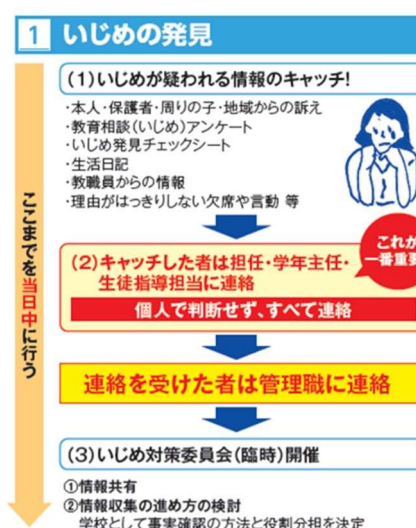


●いじめの発見

いじめ情報は、各学校が定期的に行うアンケートや相談、『先生助けてシステム』などにより早期発見に努めています。権利学習教材「ひまわり」でも『いじめや暴力を受けている』『相談できる』『助けてもらえる』という質問項目により把握する機会を増やしています。

教職員は子どもや保護者から相談を受けた場合は、わずかな兆候や懸念であっても個人で抱え込まず、又は対応不要と個人で判断することなく、直ちにすべての事案をいじめ対策委員会で共有のうえ協議を行ない、組織協議・組織判断の徹底を図ります。

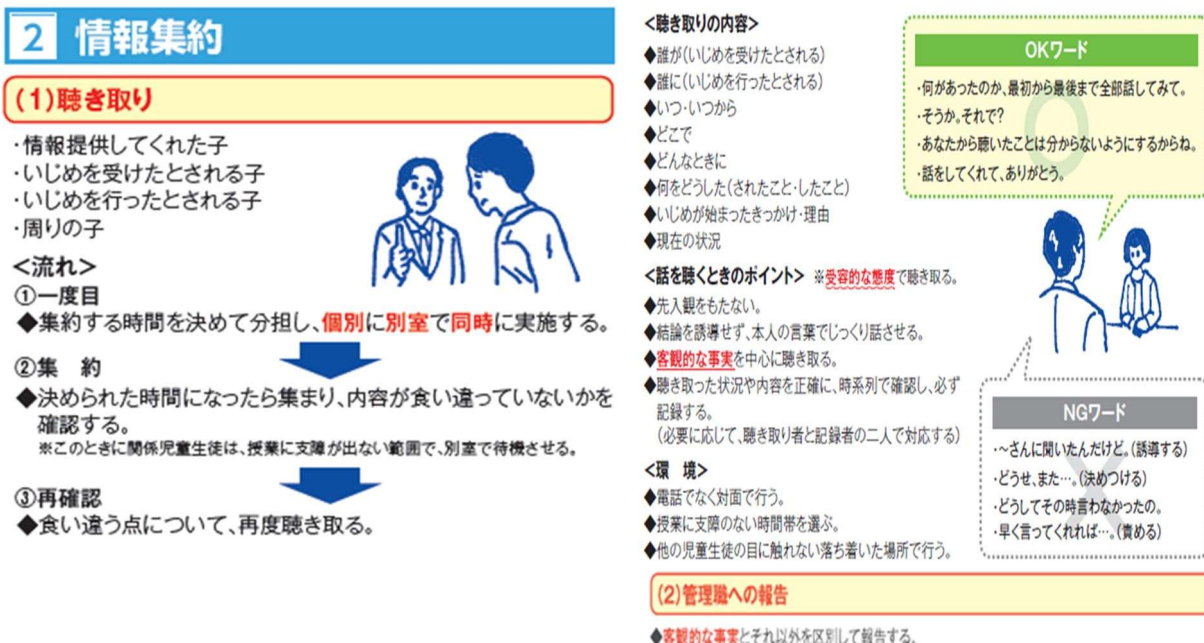
通学班など学校外で起きるいじめについては、法の対象と認識されず、認知が遅れてしまう場合もあります。トラブルの段階から記録や情報共有・協議を行う必要があります。



●情報集約

事実関係については、誰が・誰に対して・いつ・どこで・どの様な行動で、頻度など、行動レベルで一致するまで客観的な事実を把握する必要があります。

面接は複数の教職員が行なうとともに、日時・場所・聴取者などをできる限り逐語的に記録し、文書管理の規則に基づいて適切に保存する必要があります。



●指導方針の決定

いじめ対策委員会は、法第 22 条に基づき、学校が いじめの防止、早期発見・早期対応、外部との連携を迅速・的確に行うための常設の中核的組織です。

委員会の構成員は、教職員のほか心理・福祉・医療など外部の専門家、その他の関係者（PTA、主任児童委員など）が必要に応じて参画することにより、専門性や公平性・中立性を確保する必要があります。

3 指導方針の決定

(1) いじめ対策委員会(臨時)開催

① 事実関係の共通理解

・発見までの経緯 ・いじめの態様 ・関係者の特定

② 指導方針の決定

・緊急度、重大性 ・指導・支援内容 ・保護者・外部機関との連携

③ 教職員の役割分担

・いじめを受けた子への支援 ・いじめを行った子への指導 ・周りの子への指導 ・保護者への支援・助言

●具体的な対応 【いじめを受けた子への支援】

いじめを受けた子の安全・安心の確保を最優先します。「どんな理由があっても、いじめられてよい子はいない」「あなたが悪いからいじめられたのではない」と繰り返し伝えることにより自己肯定感の回復を図ります。

安全感、安心感を得ることができるよう、子どもの意見を聴き、福祉・心理・医療の専門家と連携しながら、安心できる居場所や学びの継続に向けた支援を行う必要があります。

4 具体的な対応

(1) いじめを受けた子への支援

<すぐやろう>

- ◆本人の辛い気持ちに寄り添う。
- ◆どんな行為が辛く、何が改善されたらよいかを確認する。
- ◆毎日、今日の状況について確認する。
- ◆本人が安心して過ごせる方法を確認し、実行する。



休み時間も先生は教室にいて見守ろうと思うけど、それで安心できるかな？

ずっと我慢していたんだね。

毎日、帰りの会の後に、先生と一緒にその日の状況を確認するよ。

<続けてやろう>

- ▶毎日確認することを1週間続け、何もなければ、3日に一度…と間隔を空けていく。
- ▶「いじめられた」と感じたときの対処法と一緒に考え、練習する。

次に同じことをされたら、「やめて」と言って、その場から逃げてもらいたいんだよ。

「No」が言えないときや、「いじめられた」と感じたときは、一人で抱え込まずに先生やおうちの方に相談することはできるかな？

あなたが悪いから
いじめられたのではない

【いじめを行った子への指導】

<すぐやろう>

◆徹底して、いじめの行為を止める。

- ◆なぜ、いじめになったのか、何がいけなかったのかを確認する。

- ・いじめのきっかけを振り返らせる。
- ・これまでにしたことを確認させる。

注意したのに聞かないから叩いたんだよ。

いじめていないよ。

遊んでいただけだよ。

ほくだけじゃないよ。

これが重要!!

こんな主張は通さない!!

<続けてやろう>

- ◆いじめることのできていた満足感をいじめ以外の行動で得られるよう支援する。

- ・夢中になれるものを見つけて、得意なことや活躍する場を作る、気持ちのコントロールの方法を学ばせる(アンガーマネジメント)等。
- ・本人を見守り、よいところを伸ばす。

- ◆いじめを行った子への新たないじめに対して配慮する。

- ◆どのような行動をすればよかったのかを確認する。

いじめを行った子に対して、①事実確認を行い、②その時の気持ち・考えを聴き、③何がいけなかったのか、④どうすればよかったのか、⑤今後同じ場面でどうするか、子どもと一緒に考え、言葉で表現できるよう支援します。

日常生活の様々な場面で、相手の気持ちについて考え、共感性を育てる支援を行います。今回の経験から多くのことを学べるよう支援することが重要です。

【周りの子への支援】

- ◆はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめの肯定となることを理解させる。

- ◆いじめを見たときの対処法を伝える。

- ・先生や親に伝える。(手紙、電話)
- ・いじめを受けた子へ寄り添う。
- ・いじめに同調しない。

- ◆集団の力がとても重要だと伝える。



やめなよ

被害者と一緒に
その場を離れる

大人に助けを求める

周りの子（傍観者）はいじめ事案の8割以上で存在し、傍観者がいじめを止めようとしたところ、6割のいじめが収まったという統計もあります。傍観者はいじめを防止するキーパーソンになるといわれています。いじめを見た時に、①やめてという、②被害者を連れてその場を離れる、③まわりの大人に助けを求める行動をとれるよう、集団全体への予防教育が必要となります。

【保護者への支援・助言】

(4) 保護者への支援・助言

<いじめを受けた子の保護者への支援>

- ◆ 安心感を与えられるよう迅速に対応する。
- ◆ 指導の過程と客観的な事実のみを伝える。
- ◆ 保護者のもつ情報を聴き取り、心配や不安に寄り添う。
- ◆ 今後の支援について、具体的に伝える。

〇〇日後に（具体的に）連絡しますので、ご家庭での様子を教えてください。

<いじめを行った子の保護者への助言>

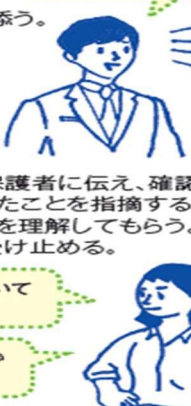
- ◆ 本人同席のもとで、学校で把握している情報を保護者に伝え、確認する。
- ◆ 子どもを否定するのではなく、行為が間違っていたことを指摘する。
- ◆ いじめを受けた子の状況を伝えることで、深刻さを理解してもらう。
- ◆ 一方的な協力要請ではなく、保護者の困り感も受け止める。

一方的に叱るのではなく、なぜいじめてしまったのかを聴いてあげてください。

〇〇さんがストレスを感じたときに、どうやって発散するかを一緒に考えましょう。

<保護者との日常的な連携>

- ◆ 年度当初から、通信や保護者会を通していじめに対する認識、方針を伝える。
- ◆ 連絡帳や電話連絡で、子どもの情報を共有しておく。



お子さんの「学校がつまらない」「眠れない」といった言葉には気を付けてあげてください。

同じようなことがあったら誰に、どうやって相談するかを、〇〇さんと確認しましょう。

自信をなくしているかもしれないので、学校や家庭で認める機会を作っていきましょう。

先方への謝罪については、保護者の方の姿勢がきっと〇〇さんの心に響くと思います。

〇〇さんは、学校で（具体的に）頑張っています。家庭でも励ましてあげてください。

いじめを受けた子の保護者に対しては、心配や不安な気持ちを受け止め、皆で子どもの安全を守ることを約束し、具体的な支援方法について話し合います。子どもの安全に対する配慮や子どもの様子を報告するとともに、保護者の心配を聴き、子どもへの支援について一緒に考えます。

いじめを行った子の保護者に対しては、いじめの行為については容認しないことを明確に示したうえで、子どもたちの安全・安心を取り戻すために学校と保護者の協力が重要であることを伝えます。「間違った考え」（遊びのつもり・嫌なことをされたから仕返ししただけ・他の子もしているから）を修正し、行動を変えるために、子どもをどう支援するか、具体策を話し合います。

●継続指導・経過観察

「解決」の目安は①いじめを受けた子が現在いじめはないと自覚している、②いじめを受けた子の保護者、周りの子や教員から見て、現在いじめはないと判断できる場合となっています。その後も3か月を目安に十分な経過観察と定期的な面接を行い、問題がなければ「解消」となります。「解決」「解消」については、いじめ対策委員会において組織協議・組織判断を行う必要があります。

5 継続指導・経過観察

(1) いじめ対策委員会開催

① 解決・解消の判断

【解決の目安】

- ・いじめを受けた子が、現在いじめはないと自覚している。
- ・いじめを受けた子の保護者、周りの子や教師から見て、現在いじめはないと判断できる。

【解消の判断基準】

- ・いじめが止んだ(解決)と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面接を行う。
- ・解消の判断は、いじめ対策委員会で行う。

② いじめを受けた子・いじめを行った子への支援

- ・観察や声掛け
- ・SCの活用
- ・子どもの様子を保護者と共有

③ 再発防止策の検討

- ・アンケートや教育相談の実施回数の増加
- ・子どもの記録の蓄積
- ・全教職員による見守り

(2) 子どもを語る会における全教職員の共通理解

- ・子どもの実態の報告
- ・対応策の検討
- ・指導方針の確認

《参考文献》

- ・「いわて『いじめ問題』防止・対応マニュアル」(岩手県教育委員会 平成30年)
- ・「学校のいじめ初期対応のポイント」(神奈川県教育委員会 平成25年)



5 今後に向けて

いじめは、子どもが活動するあらゆる場所において、どの子どもにも起こり得るものです。法の定義に基づき学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、放課後児童クラブ、塾、スポーツクラブ、仲間やグループ、オンラインゲームのメンバーなど、何らかの関係があれば、その子どもが在籍する学校においていじめの対応を行うことになっています。法第23条では、公務員や相談を受ける者、保護者等に対して、学校への通報等の義務を課すことによって、相談を受けた学校が速やかに対応を行うことができるようにしています。しかしながら、SNSによるいじめを含め、あらゆる場所で起こるいじめの対応を適切に行うためには、子どもを取り巻く関係機関や支援者が、それぞれの立場で役割を果たしていく必要があります。

条例では、市、学校・教職員、保護者、子ども、地域住民、事業者における責務や役割を定めることにより、それぞれの立場で主体的に、いじめ防止対策に取り組むことを義務づけています。条例に基づく取組みとして、学校の「いじめ対応マニュアル」を公表することにより、各事業者がマニュアルを作成できるよう条件整備を図っています。今後は各事業者がマニュアルを整備し、従事者への研修を行ない、対応力の向上を図る必要があります。

各実施主体における取り組みの中で今後重要となるのが、子どもへのいじめ予防教育です。子ども自身が①いじめの定義、②いじめを深刻化させる『間違った考え』、③いじめの構造、④いじめに気づいた時の行動、⑤いじめによる影響、⑥いじめ対応の基本について「理解し」「認識して」「行動する」ことにより、いじめの未然防止や深刻化を防ぐことができるのではないかと考えています。

ある中学校でいじめ予防の権利学習を行ったところ、いじめの定義の理解や「傍観者」についての気づき、具体的な行動に結びつく感想が多く見られました。正しい知識を得たことにより当事者意識が芽生えるきっかけになったと思います。

いじめの被害は、その時につらい気持ちになるだけでなく、将来にわたって心や体にマイナスの影響を与えます。加害者も人とうまく関わるができなくなるなど将来にわたりマイナスの影響を受けることが分かっています。

一方で子ども期において家族、友だち、学校、地域の人たちから温かく支えられた下記のような「肯定的体験」が3つ以上あると、逆境的体験による悪影響が大きく軽減されるという調査研究が注目されています。条例に基づき子どもが過ごすあらゆる場所でいじめ防止に取り組むことは、こうした観点からも有意義だと考えています。

➤ 「小児期の肯定的体験」 P C E (Positive Childhood Experiences)

- ① 自分の気持ちについて家族と話すことができた
- ② つらいとき、家族がそばにいて支えてくれた
- ③ 地域の行事に参加して楽しんだ経験がある
- ④ 学校で、自分が集団の一員だと感じた
- ⑤ 友だちに支えられていると感じた
- ⑥ 親以外の少なくとも2人の大人が、自分を気にかけてくれていた
- ⑦ 自宅は安全な場所だったと感じた

今後は施行された条例にもとづいて、各実施主体がいじめについて「理解し」「認識して」「行動する」ことができるよういじめ予防教育を推進し、いじめ防止の仕組みを創ることが重要だと考えています。こことよは、これからも子どもが過ごすあらゆる場所において、子どもの権利が日常の生活の中に活かされるよう努めていきたいと考えています。

学校で「子どもの権利」をどう位置づけるか —学習指導要領の限界と現場への示唆—

豊田市子どもの権利擁護委員 米津 直希

1. はじめに

2022年にこども基本法が制定（2023年4月施行）、同じ年に生徒指導提要の改訂版も公表され、子どもの権利条約が明記されたことで、「子どもの権利」は学校現場において法制度的にも重視されることとなりました。もちろん学校現場においては、法制定以前から子どもの権利の実現のための様々な取り組みが行われてきました。いじめ対策や不登校支援、学校運営への参加の取り組み等は、子どもの権利条約の理念に照らしても、守られる権利、育つ権利、参加する権利を保障する取り組みといえます。

一方で、概念として提示される「子どもの権利」に対して、戸惑いの声がないわけではありません。上述の取り組みも、権利保障として実施しているというよりは、個別具体的な問題への対応や教育的関わりとして実施している場合が多いと認識しています。「子どもには権利がある」という言説は、発達途上の児童生徒と接する先生方にとっては、日々の懸命な指導の中で、権利という言葉が「指導の妨げ」や「新たな負担」として響いてしまう切実な状況があるかもしれません。また、「子どもの権利」が重要だとしても、どのような状況が「子どもの権利」を守っていることになるのかと不安を覚えたり、守ろうとしても十分な体制が整えられない場合もあるようです。本相談室の擁護委員が教職員向けに実施した、権利学習の際に行った研修後アンケートにおいても、そうした不安の声が寄せられました。

学校において「子どもの権利」に戸惑うのには、いくつかの要因が考えられます。先生方が想像・想定する「権利」と、目の前にいる子どもたちの状況が必ずしもリンクしないという、先述のような場合もあるかと思います。ただ、そもそも授業、生活指導、保護者対応、安全配慮、行事、外部対応、学校・教員評価作業などを同時にこなす中で、子どもの権利の保障をどう実務に落とすか、すなわち子どもの権利を学校の教育活動にどう「翻訳するか」という課題は、解決されないまま現場に任されています。

そうした学校の状況を受け止めつつ、まず確認したいのは、学校生活の大半を占める授業設計の基になる学習指導要領が、子どもの権利をどう扱ってきた（こなかった）かです。他方で、冒頭に述べた通り、近年はこども基本法や生徒指導提要の改訂など、学校における権利保障と意見表明を支える制度的手掛かりも現れています。本稿は、学習指導要領（体制）の限界を確認しながら、現場の困惑に寄り添いながらその背景を整理し、学校で取りうる実践上の手掛かりを示すことを目標としています。

2. 学習指導要領における「子どもの権利」の不在とその影響

現行の学習指導要領を確認しても、「子どもの権利」という言葉は直接的には明記されていません。もちろん、日本国憲法において定められている個人の尊厳、学びの保障、特別支援教育におけるインクルージョンなど、子どもの権利条約が掲げる精神と合致する概念や方向性は含まれています。しかし、「子どもの権利」を、教育内容や評価の柱として明確に位置づけることで、その実現を組織的かつ一貫して保障するという意図は、学習指導要領の構造からは読み取りにくい状況が続いています¹。

(1) 学習指導要領の基本的性格

この「権利」の不在は、学校現場に大きな影響を与えてきたのではないかと、という疑問は、本稿における一つの柱となっています。ここでいったん、学習指導要領の位置づけについておさらいしておきましょう。

文部科学省のwebサイトを見ると、学習指導要領は、「全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準です。およそ10年に1度、改訂しています。子供たちの教科書や時間割は、これを基に作られています」²とあります。つまり、一定期間ごとに作成され、学校で教える内容を定め（教科書）、何の教科をどれだけ勉強するか（時間割）を規定するものといえます。

学習指導要領を作成する根拠は、学校教育法および学校教育法施行規則に定められています。学校教育法では、教育課程に関する事項は文部科学大臣が定めるとされており（第33条）、施行規則では、その基準として学習指導要領によることが明記されています（第52条）。つまり、教育課程は文部科学大臣が定める学習指導要領に基づいて編成され、各学校の教育実践はその枠組みの中で行われることとなります。そのため、学習指導要領に「何が書かれるか」は重要な意味を持ちます。

こうした位置づけから、学習指導要領は揺らぐことのない強力な規定という見方もできてしまうのですが、学習指導要領の前文には以下のように書かれています。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、児童や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である³。

教育水準の確保は重要ですが、教育課程は「大綱的」に定められるものであって、各学校がその蓄積等を生かし、児童や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して教育活動を行うことも重視されているということです⁴。

つまり学習指導要領は、教育の内容や量を規定することで日本における教育水準を保持しつつ、各学校が、児童生徒の実態を踏まえ、地域や家庭と協力しながら、主体的に工夫して教育活動を行っていくための指針といえます。

（２）学習指導要領と「子どもの権利」がなぜ接続しにくい

ここからは、上述のような性格を持った学習指導要領が、「子どもの権利」と接続しにくい理由を、構造の違い、概念の違い、それらによる教育実践上のズレの観点から考えたいと思います。学校現場で「子どもの権利」を実践する際の困難さの、解像度を高めることが目的です。

①学習指導要領と「子どもの権利」の構造の違い

学習指導要領は、前述の通り、文部科学省が定める教育課程の基準であり、各教科の目標や内容を定めるものです。一方で、「子どもの権利」は、子どもが権利の主体として尊重され、その意見表明や参加が保障されることを基盤とする概念です。つまり、前者が教育内容・目標を規定する枠組みであるのに対して、後者は学習活動や学校生活における主体のあり方を支える規範であって、両者は異なるレイヤーで設計されていることになります。

このような構造の差異によって、学習指導要領と子どもの権利は自然には接続されにくいといえます。したがって、教育目標・内容を規定する学習指導要領と、子どもが権利主体としてその権利が保障されることを志向する枠組みとを、いかに接続するかという課題が、現場における実践上の難しさとして生じていると考えられます。

②学習指導要領と「子どもの権利」の考え方の違い

学習指導要領において用いられる「資質・能力」や「目標」といった概念は、教育内容の編成や指導のあり方を規定するものであるのに対して、「子どもの権利」における「権利主体」や「意見表明」といった概念は、子どものあり方そのものに関わるものです。

学習指導要領の枠組みにおいては、「権利主体」や「意見表明」は、指導を通じて身に付け、適切に行使できるようにする対象として位置付けられやすいといえます。一方で、「子どもの権利」の観点においては、これらはすでに子どもが有しており、子どもにとっての最善の利益を軸に、権利を行使しながら、そのあり方を学んでいくことが前提とされています。つまり、同じことがらを扱っていても、「教えるから持たせる」のか、「持たせながら使い方を一緒に考える」のか、という点で違いがあります。

さらに展開すれば、本来は子どもが何を学ぶのかを考えたり選んだりすることも権利のひとつです。学習指導要領においても、子どもの最善の利益を考えその内容が規定されているはずですが、少なくとも「子どもの意見を学習指導要領にどう反

映するか」という点は、制度的には位置付けられてきませんでした⁵。すなわち、学習指導要領は、子どもに関わる重要な教育内容を規定するものでありながら、その形成過程に子ども自身の意見を反映させる仕組みを前提としていないという特徴を持っています。この点は、単なる運用上の差異ではなく、子どもをどのような主体として位置付けるかという前提の違いに関わるものです。そうした意味でも、両者は考え方が根本的に異なるものであると言えます。

この考え方の違いが、学習指導要領と子どもの権利とを直接的に結び付けにくくしている要因の一つであると考えられます。

③学校現場における実践での「翻訳」の困難さ

以上のような構造および概念のズレは、学校現場での実践において顕在化することになります。学校においては、学習指導要領に基づいて編成された教育課程や教科書を基盤として授業が展開されるため、学習活動の中心はあくまで教科です。そのため、「子どもの権利」という観点を、日々の学習活動や指導の中にどのように位置付けるかが見えにくい状況が生じるのはやむを得ないことかもしれません。言い換えれば、学習活動を「子どもの権利」という枠組みにおいて捉え直す「翻訳」の過程に困難が伴うということです。

さらに、この問題は、教科指導に限らず、学校生活全体に関わる場面においても顕在化します。つまり、学習指導要領が主として教科の内容・目標を規定するものであるのに対し、子どもの権利は学校生活全体における子どものあり方に関わるため、その適用範囲も異なります。この差異が、両者の接続を一層困難なものとしていえると考えられます。

例えば、いじめは学校において「問題行動」として扱われますが、同時に重大な権利侵害でもあります。豊田市子ども条例に照らせば、第5条（8）に示される「いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること」に関わるほか、状況によっては差別の問題や個性の尊重、プライバシーや名誉に関する権利とも関係します。

しかし、学校現場においては、いじめの加害者・被害者が固定的でない場合や、相互に不適切な行為が認められる場合に、「お互い様」として指導を収束させることがあります。このような対応は、行為の応酬として事態を整理する点では一定の合理性を持つのですが、当該行為がいかなる権利の侵害に当たるのか、また、今後どのように相互の権利を尊重しながら関係を築くべきかといった観点が十分に扱われないまま終わる可能性もあります（詳しくは後述します）。

このように、本来であれば権利の観点から再構成しうる事象であっても、それを日常の指導の中で具体的な教育内容として位置付け直すことは容易ではありません。つまり教科指導と生活指導の双方において、権利概念の位置付けは必ずしも明確ではないといえます。こうした点に、学校現場における「翻訳」の難しさが表れているのではないのでしょうか。

④学習指導要領体制と子どもの権利

以上のように、学習指導要領が学校生活の大半を占める授業においてその内容を規定している体制においては、構造的にも、概念的にも、また実践においても、子どもの権利は自然には接続されにくいといえます。このことは、学校現場においては「また新しいことに対応しなければならないのか」という負担感としても現れやすいと考えられます。

一方で、近年においては、生徒指導提要の改訂やこども基本法の制定など、子どもの権利の理解や実践に関わる制度的・政策的な動きが進んでいます。これらの動き自体が、現場に新たな対応を求めるものとして受け止められる側面もありますが、本稿ではこれらを、学習指導要領体制の中で子どもの権利を実体化させるための「補助線」として活用できる、と前向きに捉えたいと考えています。

子どもの権利が「理念」として語られる一方で、日常の学校実践において十分に位置づけられてこなかったとすれば、そのギャップ自体が、現在の学校における困難の一因となっているとも言えます。次項では、こうした「補助線」を具体的にどのように現場において機能させ得るのかについて検討したいと思います。

3. 近年の政策動向と子どもの権利の実現への補助線

生徒指導提要やこども基本法などの「補助線」を、実際の学校現場の中で生かしていくために、ここでは、授業、生徒指導、そして学校全体という三つの視点から考えてみたいと思います。

（１）授業における「子どもの権利」

授業は学校生活の中で大半を占める時間です。そして先述の通り、大部分は学習指導要領及びそれに従って作成された教科書に規定されています。近年は様々な工夫がなされていますが、どうしても学術体系を基にした「教科」に区切られた授業がベースとなるため、自分の生活との関連性が分からず、学ぶ意味や必然性を感じられない場合もあります。また、発達段階によっては、数十分座って静かに先生の話を聞き続ける授業を受けることが極めて難しい場合もあります。こうした困難さを抱えた授業において、権利という視点が新たに加わることは、現場にとって戸惑いや不安につながることもあるでしょう。

例えば、授業中に私語をする子どもがいた場合、権利の観点からは、単に注意するだけでなく、「なぜ私語をするのか（その行動が生じているのか）」を捉えることが重要で⁶。学習内容の意味が見いだせない、授業内容の理解が追いついていない⁷、あるいは「他者と関わりたい」⁸という欲求が別の形で現れているなど、その背景には様々な要因が考えられます。こうした行動を、子どもの意見表明や参加のあり方の一つの現れとして捉え直すことが、権利の観点からの理解です。

しかし、ここで重要なのは、こうした理解を単なる個別対応にとどめないことです。発達段階に応じた判断が必要になりますが、学習内容を子どもの生活と結びつける工夫や、発言や対話の機会を意図的に設けること、学び方に一定の選択の余地を持たせることなど、授業そのものを見直していくことが求められます。つまり、子どもの権利の観点を、授業の設計そのものに反映させていくことが、「翻訳」の一つのあり方だと考えられます。あるいは、子どもの権利は、授業の中で「守るべきもの」であると同時に、「授業をより良くするための視点」でもあるともいえます。

(2) 生徒指導における子どもの権利

生徒指導において、特に子どもの権利との関係で困難さを感じるであろうこととして、いじめの対応が挙げられます。2, (2), ③でも触れましたが、もう少し踏み込んでみたいと思います。

例えば、こんな場面を想定してみましょう。小学校5年生の教室で、A君に対して、女子4人グループの3人がそれとわかるようにA君の悪口を言っています。A君は聞こえて傷ついていますが、知らないふりをしています。女子グループの1人が、自分の好きな友人たちが人の悪口を言っていることに耐えられず、話しやすい先生に相談しました。

この場合のその後の流れとしては、担任・学年主任・生徒指導担当にまず連絡し、連絡を受けた先生は管理職へ連絡、いじめ対策委員会（臨時）を開催して情報共有と情報収集の進め方の検討、その後、情報集約（聴き取り）を行うこととなります⁹。双方に話を聞いてみると、以下のような流れが確認できました。

ある時、女子4人グループが、A君のすぐ隣の女子の席に集まり、大きな声で話していました。話が盛り上がり、一層大きな声が出たときに、A君が「うるさい！ブス！」と大声で怒鳴りました。それ以降、女子4人のうち3人が、A君に悪口を言うようになりました。

さてこの段階で、どう判断するでしょうか。私の少ない経験からの推測で恐縮ですが、この場合、「お互いに良くなかったね、謝って終わろう」という流れに持つて行くことは、珍しいことではないのでしょうか。子どもたちも、行為に対する良し悪しも判断できる年齢のため、それで終わることは多いと思います。しかし、権利の観点からは必ずしも十分ではない場合があります。また、その不十分さゆえに、教師が見ていないところで再燃することもあります。

権利の観点から考えれば、女子グループが友人同士で集まって談話すること自体は正当な権利です。しかし、A君が静かに安心して過ごすことも同様に正当な権利です。つまり今回の問題は権利の衝突が起こっている状況と理解できます。どちらも良くなかったのではなく、どちらも正当な権利に基づく行為であったのですが、他者の権利への配慮が必ずしも十分でなく、そのことに互いに気づけなかったために、大声や悪口へと展開してしまった、と読み取れそうです。そう理解できると、では

女子4人はどうするべきだったか、A君はどう切り出すべきだったかがある程度理解できることになります。

実はさらに踏み込んでみることもできます。なぜ女子グループがそんなにも盛り上がってしまったのかをきちんと聞けば、習い事が多すぎて自分の時間や友達と遊ぶ時間がとれないストレスがあったことがわかるかもしれません。普段はそこまで乱暴な様子を見せないA君が、なぜそんなに声を荒らげたのかをよく聞けば、前日の夜、弟にゲームを取られた際に「お兄ちゃんなんだから我慢しなさい」と言われたことを、打ち明けてくれるかもしれません。こうした声を聞き共感する時間を少しでも取ることは、子どもの権利を通した子ども理解のために重要なことでもあります¹⁰。

このように、子どもの権利という視点は、問題を単に解決するためのものではなく、子ども理解を深め、より良い関係を築いていくための手がかりともなり得ます。

（３）学校・学校文化と子どもの権利

以上のことは、授業や生徒指導など、個々の教員が日々直面する場面を想定していますが、やはり子どもの権利という視点を授業や生徒指導の中で生かしていくためには、個々の教員の工夫だけでは限界があります。学校全体で、「権利の観点から見る」という共通言語を持つことが、個々の教員の指導場面においても大きな助けになると考えます。

学校全体でそうした共通言語を持つためには、やはり「学習」が必要であり、そのためには研修等による学習保障が必要だと思います。学習の際に必ず重視してほしいのは、教員自身も権利の主体だという認識です。そう考える理由は2つあります。

1つは、教員自身も、自分が権利の主体であるという認識を持つことが、子どもを同じく権利の主体として捉える視点につながるという点です。過去には、擁護委員が講師をした権利学習において、「教員の権利はどうなるんだ（子どもにばかり手厚いのか）」というようなお声をいただいたことがあると聞きました。もちろん、教員の権利は守られなければなりません¹¹。自らの権利が尊重されることは、子どもの権利を理解し、その行使を支えることにもつながりやすいと考えるからです。

もう1つは、教員の権利が保障されていること自体が、子どもにとってより良い教育を受けるための条件となり得るという点です。時間的・心理的な余裕が確保され、安心して子どもと向き合うことができる環境は、子どもの権利を具体的に実現していく基盤となります。

以上の点に注意しつつも、個々の教員の努力だけに委ねるのではなく、それぞれの実践を支える共通の見方や考え方を、学校全体で共有していくことが重要だと考えます。

その際に手がかりとなるのが「学校づくりと子ども理解」という視点です。ここでは、学校づくりを「子どもの成長発達を目的とした教育関係者の学び合いの組織化」と捉えます¹²。子どもは生活の場面（学校、家庭、その他の場所）で見せる姿

が異なります。学校で見せる姿だけが子どもの本来の姿とは限りません。そのため、子どもを中心に据えて学び合うことで、子どもの姿が立体的に浮かび上がってくることが、「子ども理解」にとって重要な意味を持ちます。この「子ども理解」において子どもの権利を視点に含めることで、子どもを基盤とした学校づくりがより確かなものになると考えています。

こう理解すると、上述した「学習」は、長期休暇などの際に時間を取って行う研修を増やすというよりは、そうした研修を基盤としつつも、普段の生活の中で、子どもたちがどのような状況にあり、どんな権利が守られ、あるいは十分に守られていないのかを、保護者や地域住民とのつながりの中から把握し理解することであるともいえます。

「はじめに」で触れた、研修後のアンケートにおける「今の教育活動で子どもの権利が守られている状況なのかが不安だ」という声とも関連しますが、子どもの権利が守られているかどうかは、子どもの実態から理解を深めることで確かめられることだと考えます。学校があらかじめ用意して提供する場合もあるでしょうが、すべてを準備する必要はありませんし、子どもの権利の実現は、子どもの実態から考える必要があるという性格上、子どもとの対話なしには準備できないものです。こうした見方を共有すること自体が、先生方の個々の実践を孤立させず、また、子どもの権利を学校の中で生かしていくための基盤となるのではないのでしょうか。

4. おわりに

述べてきたように、生活の大半である授業が基本的に学習指導要領に基づいて行われている学校において、子どもの権利が自然に接続されにくいのは、現場の理解や努力が足りないからというよりも、構造上、翻訳の作業が必要になる場合が多いからだと考えています。子どもの権利相談室への相談によっては、必要に応じて学校に調整に入ることもありますし、その中で、学校における子どもの権利の実現において困難さを感じる場面もあります。ただ、多くの先生方にとっては、日々の教育活動に加えて、どのようなことをすれば子どもの権利を実現できるのかということに戸惑われている場合が多いのではないのでしょうか。

本稿で目指したのは、日々の教育活動に新たな取り組みを加えるのではなく、日々の教育活動に視点としての「子どもの権利」を加えるということです。「子どもの貧困」が課題として注目された際にも、「新たに何か特別なことをするのではなく、まずは日々の学級の居心地をよくすることが大切だ」という指摘がなされましたが、本稿で述べてきたことも、それと同様の方向性にあります。子どもの権利は、学校現場に新たな負担を加えるためのものというよりも、子どもをより深く理解し、よりよい教育実践を支えるための視点として位置づけることができるのではないのでしょうか。擁護委員としても、そうした視点を現場の皆さんと共有しながら、子どもにとっても、教職員にとっても、一人ひとりがより大切にされる学校のあり方を考えていきたいと考えています。

¹ 学習指導要領と子どもの権利について、詳細かつ多面的にこの問題点を扱ったものとして、石井拓児「子どもの学ぶ権利の保障と科学リテラシーの形成をめぐる諸問題－学習指導要領は子どもの権利の何をどのように侵害しているのか－」（『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要』第72巻第2号、2026年[予定]）（前豊田市子どもの権利擁護委員）がたいへん参考になります。

² 文部科学省webサイト「『学習指導要領』とは？」（https://www.mext.go.jp/a_menu/sHOTOU/new-cs/idea/index.htm）、2026年4月7日閲覧）。

³ 文部科学省『小学校学習指導要領』（2023年1月20日、p.15、傍線は筆者）。

⁴ 一方で、必ずしもそうっていない状況もあります。学習指導要領やその体制をめぐる課題については、植田健男「今次学習指導要領の改訂とその論点－教育課程経営に焦点をあてて－」（名古屋大学教育経営学研究室『教育におけるアドミニストレーション』第28号、2026年3月、pp.2-9）が、これまでの経過から課題を把握するために、大変参考になります。ぜひ、ご一読ください。

⁵ 次期学習指導要領改訂に向けては、子どもたちの意見を聞く取組み「いけんひろば」が、2025年1～2月に実施されました（文部科学省webサイト『学習指導要領改訂に向けた子供たちへの意見聴取』https://www.mext.go.jp/a_menu/sHOTOU/new-cs/index_00002.htm、2026年4月23日閲覧）。また、制度化とまではいいづらいのですが、1951年版の学習指導要領においては「教育課程の構成は、本来、教師と児童・生徒によって作られる」（文部省『学習指導要領一般編（試案）昭和26年（1951）改訂版』、「Ⅲ学校における教育課程の構成」「1.教育課程とは何を意味しているか」3段落目。国立教育政策研究所のwebサイト「学習指導要領の一覧」から閲覧可能です）とあります。

⁶ 権利の観点をういなくとも、一般的な指導の観点からこうした考え方が重視されます。

⁷ 豊田市内の学校でも踊られている「南中ソーラン」、その発祥の学校である「稚内南中学校」では、荒れていた学校の立て直し方策の一つとして、生徒同士で勉強を教え合う活動を行いました。授業が成り立たない背景には、授業内容を十分に理解できていなかった（生徒も分かりたいと思っていた）ことが要因の一つとして推察されたからです。授業が分かれば落ち着いて聞いていられるということは、子どもの理解なしには知り得なかったことではないかと思います。

⁸ こうした欲求を掴んでいくと、休憩の時間が少ない、放課後に習い事が多く友達と話す時間が十分にとれないなど、違った観点からの権利の問題が見えてくることもあります。

⁹ 豊田市いじめ対応マニュアル（ミニマム版）「こ・れ・だ・け・は」より。なお本マニュアルは、2026年3月末からオンライン上で公開されています（<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/ikusei/1075651.html>、2026年4月24日閲覧）。

¹⁰ 今回の事例は創作ですが、実際にあった出来事を部分的に参考にしています。

¹¹ 国際的には、ユネスコおよび国際労働機関による教員の地位に関する勧告（1966年）において、教員の専門職としての地位や適切な労働条件の保障が、教育の質や子どもの学びの条件と不可分のものとして位置づけられています。一方で、日本においても、日本国憲法第12条が「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と定めているように、自らの権利を主体的に保持していくことも重要な観点です。

¹² 富樫千紘「学校づくりが示す子ども・教育関係者の当事者性－1950年代の学校づくり実践における子ども理解の位置づけと構造に着目して－」（名古屋大学教育経営学研究室『教育におけるアドミニストレーション』第25号、2023年3月、p.73）。

部活動の地域移行と「子どもの権利」

豊田市子どもの権利擁護委員 山谷 奈津子

1 なぜ、いま部活動が変わろうとしているのか

これまで小中学校の部活動は、学校の先生方の献身的な指導によって支えられてきました。放課後や休日にボランティアに近い形で先生方が指導にあたることで成立してきましたが、先生方の長時間労働も限界を迎えており、教員の人手不足につながっています。

また、少子化によって学校単位ではチームが組めなくなる競技が増え、小中学校の「部活動」という仕組みが成り立たなくなる地域も出てきました。

これを受け、国（文部科学省）は、部活動を学校から地域のクラブや民間事業者へと移す方針を打ち出しました。令和4年「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」とし、まずは休日の部活動から優先的に地域クラブ活動への移行を目指すことが打ち出されました。また、同ガイドラインでは、大人の都合ではなく、少子化の中でも子どもたちが将来にわたってスポーツ・文化活動に親しめる環境を継続することが地域移行の目的とされ、学校や行政が一方的に決めるのではなく、生徒がどのような活動を望んでいるか、その意向を十分に尊重することが明記されています。

先生方の負担を考えると、部活動の地域移行は避けられない流れだと思えます。ただ、移行のプロセスで、子どもたちの権利が守られているかどうかについても、しっかりと考えていく必要があります。今回は、部活動の地域移行にあたり、子どもの権利がきちんと守られているかについて焦点を当てて、考えてみたいと思います。

2 部活動の地域移行と子どもの権利との関係

（1）子どもの権利条約には、基本理念として「4つの原則」が定められています。

①生命、生存及び発達に対する権利（子どもの権利条約第6条）、②子どもの最善の利益（同第3条）、③意見を聴かれる権利（同第12条）、④差別の禁止（同第2条）です。

これらの4つの原則が部活動の地域移行の際に守られるかについて考えていきたいと思います。

（2）①生命、生存及び発達に対する権利について

すべての子どもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばしながら、心身ともに健やかに育つ権利です。

部活動の地域移行により、地域のクラブや民間事業者が実施主体となると、子どもの権利についての理解にばらつきが生じ、一定の質を担保できない可能性も否定できません。

例えば、熱中症の問題において、学校部活動であれば、環境省の熱中症警戒アラートに基づいた一律の対応が可能です。しかし、地域クラブは独立した団体であるため、活動の継続判断が現場の指導者一人に委ねられがちになり、WBGT（暑さ指数）に基づかない判断がないとは言い切れません。

また、生命、生存及び発達に対する権利については、単に「命が助かればよい」という話ではありません。子どもが心身ともに安全な環境で、その持っている可能性を最大限に伸ばしながら成長することを保障する権利です。

例えば、「もっと練習して上手になりたい」と願う子に対し、大人の運営の都合（施設利用の短縮や指導者の不在など）で活動を制限しすぎることは、その子の才能や意欲を伸ばす「発達の権利」を奪うことになります。

（３）②子どもの最善の利益について

子どもに関係することを決めるときには、その決定が子どもにとって一番幸せなことかどうかを最も優先して考えなければならないという原則です。

もちろん、先生方の働き方や行政の予算といった事情も非常に大事な問題です。しかし、大人の事情を優先するのではなく、子どもたちの成長や喜びが決定の真ん中にあるかという視点を持つことが大切だと思います。

先生が休める環境を作ることが、結果的に子どものためになると言えるのかもしれませんが、大人の課題と子どもの最善の利益とは切り離す必要があります。

（４）③意見を聴かれる権利について

大人だけで「子どもにとっての最善は何か」「子どもたちのやりたいことを尊重するにはどうしたらよいか」「子どもをどう休ませるか」などを議論しても、正解にはたどり着かないことがあります。なぜなら、子どもの意見を能動的に聴き、それを考慮に入れない限り、最善の利益を導き出すことは不可能だからです。

子どもの権利条約にある「意見表明権（第 12 条）」は、近年、単に子どもが意見を表明するだけでなく、「子どもが意見を聴かれる権利」として捉えられるようになっていきます。2023 年に施行された「こども基本法」でも、子どもの意向を尊重することは行政の法的な責務となりました。

部活動の地域移行にあたって、子どもの意見を聴き、子どもの意見を十分に反映させることが不可欠です。

「もっと活動をしたい子」「楽しんでほほどにやりたい子」、「いろいろなことをやってみたい子」など子どもたちの放課後の過ごし方も様々だと思います。それぞれの声を丁寧に聴き取り、判断材料となる情報を子どもに分かる言葉で伝えた上で、活動のデザインに反映させることや、大人が決めた

ルールに子どもを当てはめるのではなく、「子どもが限界に挑戦したいと思ったときに、それをサポートすること」「熱中症などのリスクから安全にサポートできる環境を大人が整えること」など、こういった子どもの意見を中心に考えることこそが、「意見を聴かれる権利」からつながる、本当の最善の利益の追求になると思います。

(5) ④差別の禁止について

部活動が地域移行すると、有料の民間サービスを受ける場合も出てくるため、月謝や遠征費、用具代などの「受益者負担」が重くのしかかっています。

「お姉ちゃんも地域クラブに移行して月謝がかかるから、僕は入部を諦めてと言われた」などの相談が今度増えるかもしれません。経済的な理由で子どもが自分の夢や居場所を諦めざるを得ない状況は、子どもの権利における「差別の禁止」に反しています。

また、都市部と中山間地域では、公共交通機関の利便性や民間クラブの数に大きな差があります。活動場所が学校外に変わること、大人の送迎が必須となるケースが増えています。「近くにクラブがない」「親が土日仕事で送迎できないから、続けられない」などの相談が増えることも予想され、親の就労形態や住んでいる地域という、子ども自身にはどうにもできない理由によって、子どもたちの活動の機会が奪われることも発生しかねません。

3 子どもの権利を守るために

部活動の地域移行において、子どもの権利を守るためには、以下の点を検討することが大事だと思います。

(1) 子どもの声を聴き、反映させること

地域クラブの運営方針や活動時間を大人が一方的に決めるのではなく、決定プロセスに、子どもたちが主体的に参加し、意見を聴かれる機会（アンケートやワークショップ等）を必ず設けることが必要です。地域移行が一定期間経過した後も、子どもたちにアンケートを採るなど、子どもたちの声を運用改善に活用することが必要だと思います。

また、地域移行がされた後、指導者からの不適切な指導やハラスメントの被害に遭ったときなどに、子どもたちからの相談窓口も設けることも必須です。

(2) 「民間だから」を許さない、行政・学校との連携

地域移行とは、学校が部活動の責任を手放すことではありません。国がガイドラインで示す通り、行政・学校・地域が一体となった環境整備が必要です。

地域クラブでの人間関係や不適切指導に悩む子どもたちの異変を、学校の教員やスクールカウンセラーが察知し、相談窓口やクラブの運営主体へ迅速にフィードバックできる情報共有のルールを策定することも必要だと

思います。

(3) 「もっとやりたい！」を支える安全な施設開放と経済的支援

子どもたちには休む権利があるため、過重な活動は控えるべきです。しかし、一律に活動を制限・禁止するのではなく、自主的な練習を望む子どもたちが安全に活動できるよう、地域のスポーツ施設の開放など活動する場所や機会を提供することも必要だと思います。

また、経済的困窮世帯への参加費補助や送迎の負担などを教育予算として拡充することも必要だと考えます。

(4) 指導者への「子どもの権利」についての研修

指導者の方には、技術指導のスキルだけでなく、子どもの権利条約やハラスメント防止などについて深い理解が必要です。子どもの権利への理解を指導者採用の要件とするだけではなく、定期的に子どもの権利についてのあらゆる研修を受けることが必要です。研修は一度受けて終わりではなく、熱中症対策の最新基準やメンタルケアの手法などを学ぶため、定期的な研修は必須です。

4 おわりに

部活動の地域移行は、大人たちの都合で子どもの活動を「縮小・管理」したり、家庭環境によって子どもを「選別」したりするためのものではありません。

子どもたちが、生まれた環境に関わらず、誰もが放課後・休日に生き生きと活動し、自分の限界に挑戦したり、仲間と絆を深めたりする時間をこれからも大切にしていけたらと思います。

「学校の外に出たから責任の手を離す」のではなく、学校の外に出たからこそ、地域みんなで能動的に声を聴き、子どもたちを誰一人取り残さずに守り、応援する、といった姿勢が大事だと思います。

部活動の地域移行という改革は、これまでの放課後の当たり前を根底から覆す、まさに歴史的な大転換の真っ只中にあります。「子どもの権利」を真ん中に置いて、子どもたちのための地域移行が進められるように、これからも見守っていきたいと思います。



＜参考資料＞

- ・ 豊田市子ども条例
- ・ 豊田市子ども規則
- ・ 2025 年度 擁護委員・相談員・室長・室長代理 名簿



目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第4条～第8条）

第3章 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障（第9条～第11条）

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第12条～第20条）

第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第21条～第26条）

第6章 子どもに関する施策の推進と検証（第27条～第30条）

第7章 雑則（第31条）

附則

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在であり、自らの力で未来を切りひらく主体です。このため、子どもの心と体が大切にされなければなりません。子どもと子ども、子どもと大人とが、育ち合い、学び合う関係の中で、発達が保障され、社会と文化の創造に参加する機会が与えられなければなりません。

大人は、子どもとふれあい、子どもの声を聴き、子どもと共に生きることによって、喜びと夢を分かち合うことができます。子どもは、地域の宝であり、社会の宝です。保護者や、子どもにかかわる仕事や活動に従事する大人だけでなく、すべての市民が子どもに対する責任を負っています。このため、社会全体で、子どもと直接向き合う大人への支援と子どもが育つ環境づくりを進めなければなりません。

子どもにやさしいまちは、すべての人にとってやさしいまちになります。子どもが夢をかなえることができるまちは、すべての人にとって希望のあふれるまちになります。私たちは、子どもと大人が手をつなぎ、子どもにやさしいまちづくりをめざします。

私たちは、こうした考えのもと、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めることを宣言し、ここに豊田市子ども条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。また、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人を含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、子どもを対象とする学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設などをいいます。

3 この条例で「事業者」とは、事業活動を行うすべての人や団体をいいます。

(責務)

第3条 保護者は、子育てについての第一義的責任を持ち、子どもの年齢や発達にふさわしい環境の下で子どもを育てなければなりません。

2 市は、保護者が子育てについての第一義的責任を遂行するために必要な支援をしなければなりません。

3 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの権利を保障し、お互いに協力して子どもの育ちを支え合わなければなりません。

4 市は、国や他の公共団体などと協力して、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めなければなりません。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもの権利と責任)

第4条 子どもは、あらゆるとき、あらゆる場所において、この章に定める権利が特に大切なものとして保障されます。

2 子どもは、自分の権利を大切にしよう努めなければなりません。

3 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重しよう努めなければなりません。

4 子どもは、子ども同士や大人との間でお互いの権利を尊重し合うことができる力を身に付けるために必要な支援を受けることができます。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもは、安心して生きるために、次のことが保障されます。

- (1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。
- (2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。
- (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。
- (5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。
- (6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
- (7) 困っていることや不安に思っていることを相談すること。
- (8) いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。

(自分らしく生きる権利)

第6条 子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。

- (1) ありのままの自分が認められること。
- (2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
- (3) 自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。
- (4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。
- (5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。
- (6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。
- (7) プライバシーや名誉が守られること。

(豊かに育つ権利)

第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次のことが保障されます。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。
- (4) 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。
- (5) 友だちをつくること。
- (6) 様々な世代の人々とふれあうこと。
- (7) 地域や社会の活動に参加すること。
- (8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。

(9) 自然に親しむこと。

(10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。

(参加する権利)

第8条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会などに主体的に参加するために、次のことが保障されます。

(1) 自分の気持ちや考えを表明すること。

(2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。

(3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。

(4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。

(5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。

(6) 仲間をつくり、集まること。

第3章 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障

(家庭における権利の保障)

第9条 保護者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

2 保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それにこたえていくとともに、子どもと十分に話し合わなければなりません。

3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、保護者が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、学習の機会や情報の提供などの必要な支援をしなければなりません。

4 保護者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。

5 保護者は、たばこや酒類の害から、子どもを保護しなければなりません。

(育ち学ぶ施設における権利の保障)

第10条 育ち学ぶ施設は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

2 育ち学ぶ施設は、子どもの気持ちや考えを受け止め、相談に応じ、対話などをしなければなりません。

3 育ち学ぶ施設は、子どもを育ち学ぶ施設の一員として認め、その主体的な自治的活動を支援しなければなりません。

- 4 育ち学ぶ施設の管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、職場環境の整備や研修の機会の提供などの必要な支援をしなければなりません。
- 5 育ち学ぶ施設は、いじめを防止するとともに、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備しなければなりません。また、いじめが発生したときは、関係する子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて対応しなければなりません。
- 6 育ち学ぶ施設は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
- 7 育ち学ぶ施設、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

(地域における権利の保障)

- 第11条 市民及び事業者は、地域の中で、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければなりません。
- 2 市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として認め、その気持ちや考えを受け止め、対話などをするとともに、地域の活動に子どもの意見を取り入れるよう努めなければなりません。
 - 3 市民及び事業者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
 - 4 市民、事業者、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの権利の周知と学習支援)

- 第12条 市は、この条例と子どもの権利について、市民に広く知らせなければなりません。
- 2 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域などにおいて、子どもが自分の権利と他者の権利を学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう支援しなければなりません。
 - 3 市は、市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう支援しなければなりません。

(子育て家庭への支援)

第13条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければなりません。

2 市、育ち学ぶ施設及び事業者は、子育てをしている家庭の一人ひとりの保護者に寄り添って、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めなければなりません。

(特別なニーズのある子ども・家庭への支援)

第14条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、外国籍の子ども、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども、経済的に困難な家庭の子ども、不登校の子ども、社会的ひきこもりの子ども、虐待を受けた子ども、心理的外傷を受けた子ども、非行を犯した子どもなどで、特別なニーズがあると考えられる子どもとその家庭に気を配り、適切な支援をしなければなりません。

第15条 削除

(子どもの虐待の予防などに関する取組)

第16条 市は、子どもに対する虐待の予防と早期発見に取り組まなければなりません。

2 子どもは、自らが虐待を受けたときや虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、市や関係機関に相談することができます。

3 育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもに気を配るとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報しなければなりません。

4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援をしなければなりません。

(有害・危険な環境からの保護)

第17条 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの健やかな発達を支援するために、次のものに子どもが接することがないように取り組まなければなりません。

(1) 環境たばこ煙や環境汚染物質などの健康に有害なもの

(2) 喫煙、飲酒及び薬物の濫用

(3) 売買春、児童ポルノなどの性的搾取や性的虐待

- (4) 過激な暴力や性などの有害な情報
- (5) 犯罪の被害や加害
- (6) 公共施設や交通機関などにおける危険な環境
- (子どもの居場所づくりの推進)

第18条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めなければなりません。

2 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、地域において、子どもが様々な世代の人々とふれあうことのできる場や機会の提供に努めなければなりません。

3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが多様で豊かな体験をすることのできる場や機会の提供に努めなければなりません。

4 市は、子どもが自然に親しむことのできる環境の整備に努めなければなりません。

5 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、居場所づくりなどについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

(意見表明や参加の促進)

第19条 市は、市政などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けなければなりません。

2 育ち学ぶ施設は、施設の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

3 市民及び事業者は、地域の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

4 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの気持ちや考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を奨励し、支援するよう努めなければなりません。

(子ども会議)

第20条 市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、子どもの意見を聴くため、豊田市子ども会議を置きます。

第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利擁護委員の設置など)

第21条 市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、豊田市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちから、市長が選びます。

4 擁護委員の任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。

5 擁護委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれませんが、市長は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。

（擁護委員の仕事）

第22条 擁護委員は、次の仕事を行います。

（1）子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために必要な情報を収集し、助言や支援などを行うこと。

（2）権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

（3）子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。

（4）調査や調整の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したのに対して、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。

（5）勧告や要請を受けたものに対して、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。

2 擁護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。

（1）仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も同様とします。

（2）申立人などの人権について十分に気を配ること。

(3) 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

(擁護委員への協力)

第23条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援しなければなりません。

2 保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

(勧告や要請への対応)

第24条 市の機関は、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告しなければなりません。

2 市の機関以外のものは、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告するよう努めなければなりません。

(勧告や要請などの内容の公表)

第25条 擁護委員は、必要と認めたときは、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表することができます。

2 擁護委員は、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表するときは、個人情報などの保護について十分に気を配らなければなりません。

(活動状況などの報告と公表)

第26条 擁護委員は、毎年の活動状況などを市長に報告し、市民に公表します。

第6章 子どもに関する施策の推進と検証

(子ども総合計画)

第27条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、豊田市子ども総合計画（以下「子ども総合計画」といいます。）を作ります。

2 子ども総合計画は、必要に応じて、その内容を見直します。

3 市は、子ども総合計画を作るときや見直すときは、子どもを含めた市民や豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議の意見を聴きます。

4 市は、子ども総合計画を作ったときや見直したときは、速やかにその内容を公表します。

(子どもにやさしいまちづくり推進会議の設置など)

第28条 市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くとともに、子どもに関する施策の実施状況を検証するため、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）を置きます。

2 推進会議の委員は、30人以内とします。

3 委員は、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人、豊田市子ども会議の代表者、市民及び事業者のうちから、市長が選びます。

4 委員の任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。

5 推進会議には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項の規定に基づく児童福祉に関する合議制の機関として、豊田市児童福祉審議会を置きます。

6 推進会議には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく幼保連携型認定こども園に関する合議制の機関として、豊田市幼保連携型認定こども園審議会を置きます。

（推進会議の仕事）

第29条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、次のことを調査したり、審議したりします。

（1）子ども総合計画に関すること。

（2）子どもに関する施策の実施状況に関すること。

（3）その他子どもにやさしいまちづくりに関すること。

2 推進会議は、必要があるときは自らの判断で、子どもにやさしいまちづくりに関して、調査したり、審議したりできます。

3 推進会議は、前2項に定める仕事のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号の事務を行います。

4 推進会議は、必要に応じて、委員以外の人に出席を求め、意見を聴くことができます。

（報告、提言など）

第30条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、又は自らの判断で調査したり、審議したりしたときは、その結果を市長その他の執行機関に報告し、

提言します。

- 2 市長その他の執行機関は、推進会議から報告や提言を受けたときは、その内容を公表します。
- 3 市長その他の執行機関は、推進会議の報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第19条並びに第5章及び第6章の規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(平成20年3月規則第4号により、附則ただし書に規定する規定のうち、第19条及び第6章の規定は同年6月1日から、第5章の規定は同年10月1日から施行)

附 則 (平成25年6月28日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行します。
(豊田市社会福祉審議会条例の一部改正)
- 2 豊田市社会福祉審議会条例(平成12年条例第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成26年10月1日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行します。

附 則 (平成27年3月26日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行します。
(豊田市議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正)
- 2 豊田市議会の議決すべき事件に関する条例(平成22年条例第34号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和５年６月３０日条例第５８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和７年１２月２５日条例第５６号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和８年４月１日から施行します。

豊田市子ども規則

平成20年3月28日

規則第3号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 豊田市子ども会議（第3条・第4条）

第3章 豊田市子どもの権利擁護委員（第5条～第17条）

第4章 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（第18条～第25条）

第5章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、豊田市子ども条例（平成19年条例第70号。以下「条例」といいます。）第31条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要なことを定めます。

（子どもの定義）

第2条 条例第2条第1項に規定するこれらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人とは、年齢が18歳又は19歳の人で、次の学校や施設に在学したり、入所していたりする人をいいます。

- （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校又は中等教育学校
- （2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設
- （3）前2号に準ずる学校や施設

第2章 豊田市子ども会議

（委員）

第3条 条例第20条に規定する豊田市子ども会議（以下「子ども会議」といいます。）の委員は、公募により市長が選びます。

(子ども会議の意見)

第4条 子ども会議は、市長その他の執行機関に対して、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、意見を提出することができます。

2 市長その他の執行機関は、子ども会議から意見の提出を受けたときは、その内容を公表します。

3 市長その他の執行機関は、子ども会議の意見を尊重し、必要な措置をとります。

第3章 豊田市子どもの権利擁護委員

(兼職などの禁止)

第5条 条例第21条第1項に規定する豊田市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

2 擁護委員は、市と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができません。

3 擁護委員は、前2項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

(代表擁護委員)

第6条 擁護委員のうち1人を代表擁護委員とし、擁護委員の互選により決めます。

2 代表擁護委員は、擁護委員の会議を招集し、議事を運営するほか、擁護委員に関する庶務を行います。

3 代表擁護委員に事故があるとき又は代表擁護委員が欠けたときは、代表擁護委員があらかじめ指名する擁護委員が、その仕事を行います。

4 その他擁護委員の会議について必要なことは、代表擁護委員が他の擁護委員の意見を聴いて決めます。

(子どもの権利相談員)

第7条 擁護委員の仕事を補助するため、豊田市子どもの権利相談員（以下「相談員」といいます。）を置きます。

2 条例第22条第2項及びこの規則の第5条の規定は、相談員について準用します。

(相談及び救済の申立て)

第8条 何人も、擁護委員に対して、市内に住所を有したり、在勤したり、在学したりする子どもの権利の侵害について、文書や口頭により、相談したり、救済を申し立てたりすることができます。

2 相談や救済の申立ての受付は、擁護委員及び相談員が行います。

(救済の申立書など)

第9条 救済の申立て(以下「申立て」といいます。)は、文書による場合は次のことを記載した申立書を提出し、口頭による場合はこれらのことを述べることであります。

(1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号

(2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地

(3) 申立ての趣旨

(4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日

(5) 権利の侵害の内容

(6) 他の機関への相談などの状況

2 擁護委員及び相談員は、口頭による申立てがあったときは、前項のことを聴き取り、書面に記録しなければなりません。

(調査)

第10条 擁護委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて調査しなければなりません。ただし、その申立てが次のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではありません。

(1) 判決、裁決などにより確定した権利関係に関するとき。

(2) 裁判所において係争中の権利関係や行政庁において不服申立ての審理中の権利関係に関するとき。

(3) 議会に請願又は陳情を行っているとき。

(4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過しているとき。
ただし、正当な理由があるときを除きます。

(5) 条例に基づく擁護委員の行為に関するとき。

(6) 申立てに重大な偽りがあるとき。

(7) 具体的な権利の侵害を含まないとき。

(8) その他擁護委員が調査することが適当でないと認めるとき。

2 擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合や、条例第22条第1項第3号の規定により調査する場合は、その子ども又は保護者の同意を得て調査しなければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、擁護委員がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 擁護委員は、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、理由を付して、申立人に速やかに通知しなければなりません。

(調査の中止など)

第11条 擁護委員は、調査を開始した後においても、前条第1項のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を一時中止したり、打ち切ったりすることができます。

2 擁護委員は、調査を一時中止したり、打ち切ったりしたときは、理由を付して、申立人や前条第2項の同意を得た者（以下「申立人など」といいます。）に速やかに通知しなければなりません。

(市の機関に対する調査など)

第12条 擁護委員は、市の機関に対し調査を開始するときは、あらかじめその機関に通知しなければなりません。

2 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関に資料の提出や説明を求めることができます。

3 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための調整（以下単に「調整」といいます。）をすることができます。

4 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに通知しなければなりません。

(市の機関以外のものに対する調査など)

第13条 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに資料の提出や説明について協力を求めることができます。

2 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、調整について協力を求めることができます。

3 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに通知しなければなりません。

(身分証明証の提示)

第14条 擁護委員及び相談員は、調査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければなりません。

(相談室の設置など)

第15条 子どもの権利の擁護に必要な支援をするため、とよた子どもの権利相談室（以下「相談室」といいます。）を豊田市小坂本町1丁目25番地（豊田産業文化センター内）に設置します。

2 相談室は、次に掲げる事務を行います。

- (1) 擁護委員及び相談員の仕事の補助に関すること。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する相談に関すること。
- (3) 子どもの権利の救済及び回復の支援に関すること。
- (4) 条例の普及及び子どもの権利の啓発に関すること。
- (5) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事務

3 相談室に室長その他の職員を置きます。

4 室長は、相談室の事務を管理します。

(相談室の開館日及び開館時間)

第16条 相談室の開館日及び開館時間は、次の表のとおりとします。ただし、12月28日から翌年の1月4日までを除きます。

開館日	開館時間
水曜日、木曜日及び土曜日	午前10時から午後6時まで
金曜日	午前10時から午後8時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館日又は開館時間を変更することができます。

(相談の受付)

第17条 擁護委員及び相談員が、相談を受け付けることができる日及び時間は、次の表のとおりとします。ただし、12月28日から翌年の1月4日までを除きます。

受付日	受付時間
水曜日、木曜日及び土曜日	午後 1 時から午後 6 時まで
金曜日	午後 1 時から午後 8 時まで

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に受付日又は受付時間を変更することができます。

第 4 章 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

(会長及び副会長)

第 18 条 条例第 28 条第 1 項に規定する豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）に会長と副会長各 1 人を置き、委員の互選により決めます。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を行います。

(会議)

第 19 条 推進会議の会議（以下「会議」といいます。）は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決めます。

(会議の特例)

第 20 条 会長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下同じです。）を送信し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができます。

2 前条の規定は、前項の規定による書面又は電磁的記録による審議について準用します。この場合において、同条第 2 項中「会議」とあるのは「会議における審議」と、「が出席しなければ開くことができません」とあるのは「から書面又は電磁的記録により回答がなければ成立しません」と、同条第 3 項中「出席した」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった」と読み替えるものとしま

す。

(委員)

第21条 条例第28条第3項の規定により市民のうちから選ばれる委員は、公募によるものとします。

(豊田市児童福祉審議会)

第22条 条例第28条第5項に規定する豊田市児童福祉審議会（以下「児童福祉審議会」といいます。）については、児童福祉法第9条に定めるもののほか、次項から第4項までに定めるところによります。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、児童福祉審議会の委員長と副委員長について準用します。この場合において、第18条第2項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとします。

3 第19条及び第20条の規定は、児童福祉審議会の会議について準用します。この場合において、第19条第1項中「推進会議」とあるのは「児童福祉審議会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、第20条第1項中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとします。

4 臨時委員は、児童福祉審議会の会議を開き、又は議決を行う場合（前項の規定により準用する第20条の規定により委員に書面を送付し又は電磁的記録を送信し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代える場合を含みます。）には、同項の規定により準用する第19条第2項及び第3項並びに第20条の規定の適用について、委員とみなします。

(豊田市幼保連携型認定こども園審議会)

第23条 条例第28条第6項に規定する豊田市幼保連携型認定こども園審議会（以下「幼保連携型認定こども園審議会」といいます。）については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に定めるもののほか、次項及び第3項に定めるところによります。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、幼保連携型認定こども園審議会の委員長と副委員長について準用します。この場合において、第18条第2項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとします。

- 3 第19条及び第20条の規定は、幼保連携型認定こども園審議会の会議について準用します。この場合において、第19条第1項中「推進会議」とあるのは「幼保連携型認定こども園審議会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、第20条第1項中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとします。

(部会)

第24条 推進会議は、必要に応じて、部会を置くことができます。

- 2 部会に属する委員は、会長が推進会議の意見を聴いて指名します。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により決めます。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会の調査審議の経過や結果を推進会議に報告します。
- 5 部会は、その調査審議に必要があると認めたときは、委員以外の人に出席を求め、説明や意見を聴くことができます。
- 6 推進会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項第1号及び第2号に掲げる事務を処理するに当たって部会を置いたときは、その部会の議決をもって推進会議の議決とすることができます。
- 7 第19条の規定は、部会の会議について準用します。

(庶務)

第25条 推進会議の庶務はこども・若者部こども・若者政策課において、児童福祉審議会及び幼保連携型認定こども園審議会の庶務は同部保育課において処理します。

第5章 雑則

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この規則中第2章及び第4章の規定は平成20年6月1日から、第3章の規定は平成20年10月1日から、その他の規定は公布の日から施行します。

附 則（平成20年9月30日規則第69号）

この規則は、平成20年10月1日から施行します。

附 則（平成24年12月27日規則第92号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成２６年３月２５日規則第２３号）

この規則は、公布の日から施行します。

附 則（平成２６年１０月１日規則第６６号）

この規則は、公布の日から施行します。

附 則（平成２７年３月１８日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行します。

附 則（平成２７年３月２６日規則第２５号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行します。

附 則（平成３０年３月２６日規則第２２号）

この規則は、平成３０年８月１日から施行します。

附 則（令和２年１２月２４日規則第１４７号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊田市子ども規則の規定は、令和２年４月１日から適用する。

附 則（令和５年３月３０日規則第３５号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２９日規則第２７号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月３１日規則第３２号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

2025年度 擁護委員・相談員・室長・室長代理 名簿

職名	氏名	職業等
子どもの権利擁護委員 代表	渡邊 佐知子 	元名古屋市 中央児童相談所所長
子どもの権利擁護委員	山谷 奈津子 	弁護士 愛知県弁護士会
子どもの権利擁護委員	米津 直希 	南山大学准教授
子どもの権利相談員 専門員	間宮 静香	弁護士 愛知県弁護士会
子どもの権利相談員 専門員	山田 麻紗子	臨床心理士公認心理士 日本福祉大学客員研究所員
子どもの権利相談員 専門員	石井 拓児	名古屋大学大学院教授
子どもの権利相談員 専門職	木村 浩美	豊田市 会計年度任用職員
子どもの権利相談員 一般職	石田 優美	豊田市 会計年度任用職員
子どもの権利相談員 一般職	竹生 あけみ	豊田市 会計年度任用職員
子どもの権利相談員 専門職	小霜 紗悠美	豊田市 会計年度任用職員
相談室 室長 兼務	近藤 啓史	豊田市 こども・若者政策課課長
相談室 室長代理 事務局	高部 広明	豊田市 こども・若者政策課主査監

あ と が き

豊田市は、2007年10月に県下で初めて「豊田市子ども条例」を制定し、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支えあうことで、本市の未来をになう子どもたちが幸せに暮らすことのできるまちの実現を目指してまいりました。

そして子どもの権利の擁護に必要な支援をするため、「とよた子どもの権利相談室」を2008年10月に設置し17年8か月が経過しました。この間、活動内容については、年次ごとに「活動報告書」により皆様に公表しております。

2025年度は、とよた子どもの権利相談室（こことよ）を、より多くの子どもたちに親しみやすく覚えてもらい、知ってもらうために、小学生、中学生及び高校生に啓発カード・リーフレット等の配布、相談室だより「こことよ」を、市内各小・中学校に年3回配布し教室に掲示していただくなどの啓発活動に取り組みました。

また、体制強化に向けた取り組みとして、スーパーバイザーによる相談員の指導・助言を行い、相談の専門性向上に努めてまいりました。

このことは、子ども本人から直接話を聴くことを基本とし、一緒に考え解決を目指していく「こことよ」の活動も評価されたものと考えられ、これまでの活動に様々な形で関わっていただきました関係者の皆様のお力添えの賜物であり、深く感謝するとともに、次代に繋げていくことの重要性和その責務を果たしてまいります。

「こことよ」は、子どもをとりまくあらゆる関係者との連携・協力の中で、一緒に手を取りあいながら「こどもにとって一番いいこと」を目指し、子どもと共に解決を図っていけるよう、引き続き一層の努力を重ねて参ります。

今後とも、「こことよ」の活動へのご支援、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

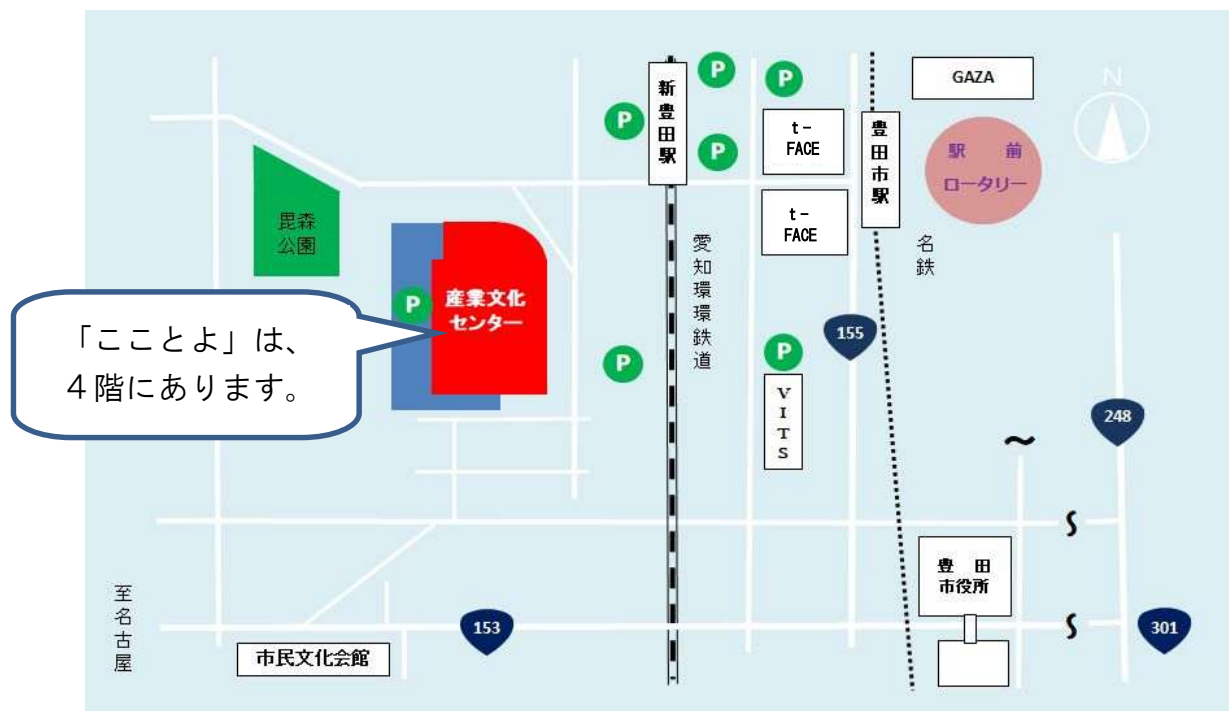
2026年6月

とよた子どもの権利相談室
室長代理 広瀬 智





<「こことよ」へのアクセス>



(電車の場合)

- ・名鉄「豊田市駅」下車
- ・愛知環状鉄道「新豊田駅」下車

(バスの場合)

- ・名鉄バス「豊田市」下車
- ・おいでんバス「新豊田駅西」下車

2025年度

豊田市子どもの権利擁護委員・とよた子どもの権利相談室 活動報告書

2026年6月発行

発 行：とよた子どもの権利相談室 こことよ

住 所：〒471-0034

愛知県豊田市小坂本町1丁目25番地 豊田産業文化センター4階

電 話：0565-33-9317 (事務局)

FAX：0565-33-9314

«こことよ相談専用電話»

0120-797-931 (フリーダイヤル)



キユウサイくん

キユウサイさん